

第2期京田辺市子ども・ 子育て支援事業計画（案）

令和2年〇月
京 田 辺 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景
- 2 計画策定の趣旨
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の期間
- 5 計画の策定体制

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

- 1 京田辺市の状況
- 2 アンケート調査結果からみえる現状
- 3 第2期計画に向けた課題

4

3 京田辺市子ども・子育て支援事業計画(現行計画)の評価

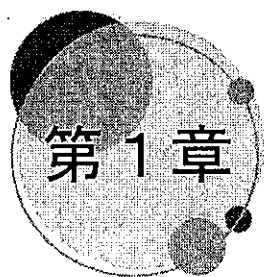
第3章 計画の基本理念、基本目標

- 1 基本理念
- 2 計画の基本的な視点
- 3 計画の基本目標
- 4 計画の体系

第4章 施策の展開
1 ***
2 ***
3 ***
4 ***
5 ***

第*章 ***
1 ***
2 ***
3 ***
4 ***
5 ***

資料編
1 ***
2 ***
3 ***
4 ***
5 ***



第1章 計画の策定にあたって

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。



また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んでおり、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを生み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

しかしながら、25歳から44歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成30年4月時点の全国の待機児童数は1万9,895人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況です。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成29年6月に『子育て安心プラン』を公表し、平成30年度から令和4年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

京田辺市においては、これまで平成27年3月に『京田辺市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、子育て支援を総合的に進めてきました。

このような中、第4次京田辺市総合計画（策定中）の内容を反映

S"ー

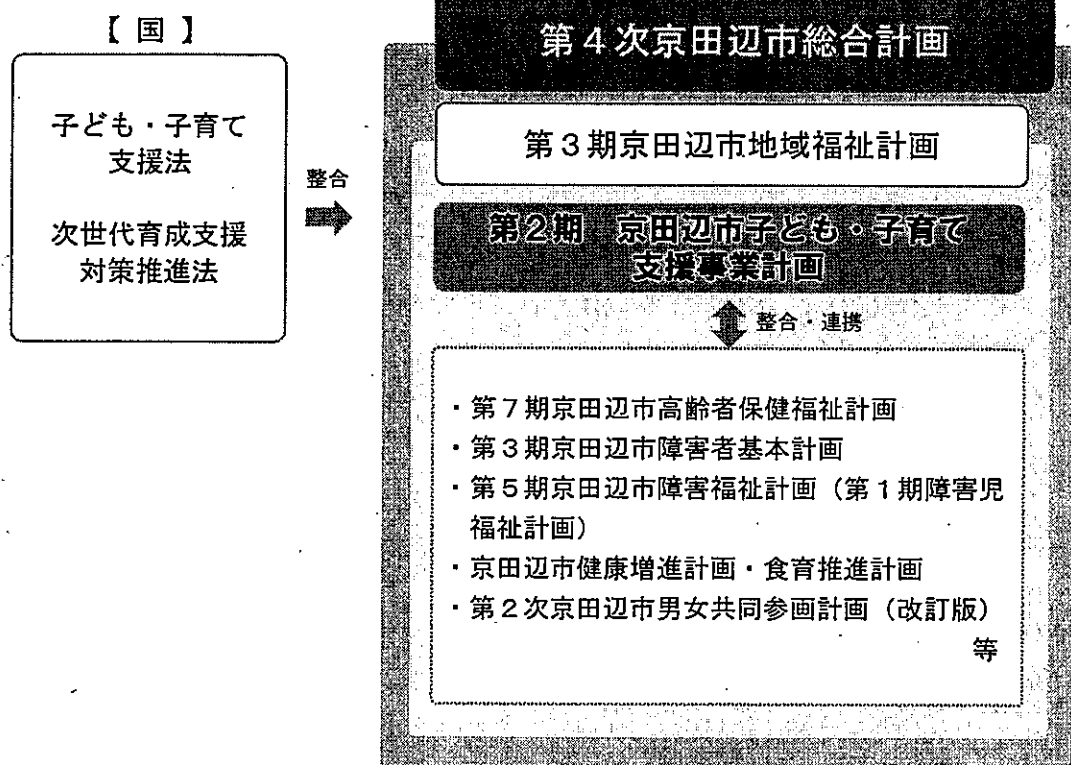
平成28年に策定された後期基本計画となる第3次京田辺市総合計画「まちづくりプラン」では、将来都市像「緑豊かで健康な文化田園都市」の実現に向けて、「だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり」、「快適で活力にみちたまちづくり」、「心にうるおいのあふれるまちづくり」の3つの基本方向を掲げ、子どもから高齢者までだれもが生涯にわたって健康に、安心して生活でき、未来を担う心豊かな京田辺っ子が育つとともに、市民がいきいきと集い、共に学び楽しむ中で、京田辺らしい文化を創出しています。

また、保育所（園）の移転新築事業を進め、病児保育、子育て短期支援事業のスタート、子育て世帯へ経済的負担の軽減を図るため子育て支援医療費の対象年齢の拡大や、さらに情報提供のツールとして「子育てマップ」「遊び場マップ」「子育て応援ガイドブック」の作成・発行を行い、年々増える多様な子育てニーズに应运えてきました。

この度、『京田辺市子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第2期 京田辺市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政期間などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、第4次京田辺市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。



4

計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は令和2年度から5年間で1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期 京田辺市子ども・子育て支援事業計画				

5

計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施・・・・・・・・

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援事業に係る基礎調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

① 調査対象

京田辺市在住の就学前児童、小学生各1,500名の保護者に実施しました。

② 調査期間

平成31年1月10日から平成31年2月1日まで

③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	郵送による配布・回収	1,500通	963通	64.2%
小学生の保護者	郵送による配布・回収	1,500通	1,038通	69.2%

(2) 担い手調査の実施・・・・・・・・

「第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたって、子育ての担い手である幼稚園教諭・保育士・指導員等のみなさんから子どもの現状や課題等をお聞きしました。調査結果が、今後の幼児期における保育・教育の質の向上と子育て支援のよりよい計画の策定の参考になればと考えています。

① 調査対象

私立認定こども園、私立保育園、市立保育所、私立幼稚園、市立幼稚園、児童館・こどもセンター、留守家庭児童会、支援センター、ファミリー・サポート・センター、認可外保育施設、主任児童委員、放課後デイサービス事業所、市担当職員

② 調査期間

令和元年4月22日から令和元年5月17日まで

③ 回収状況

調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
郵送による配布・回収	259 通	175 通	67.6%

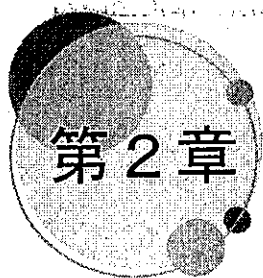
(3) 京田辺市子ども・子育て会議による審議・・・・・・・・

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取りまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「京田辺市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

(4) パブリックコメントの実施・・・・・・・・

令和●（●●●●）年●月～●月に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

夕ミ一



第2章

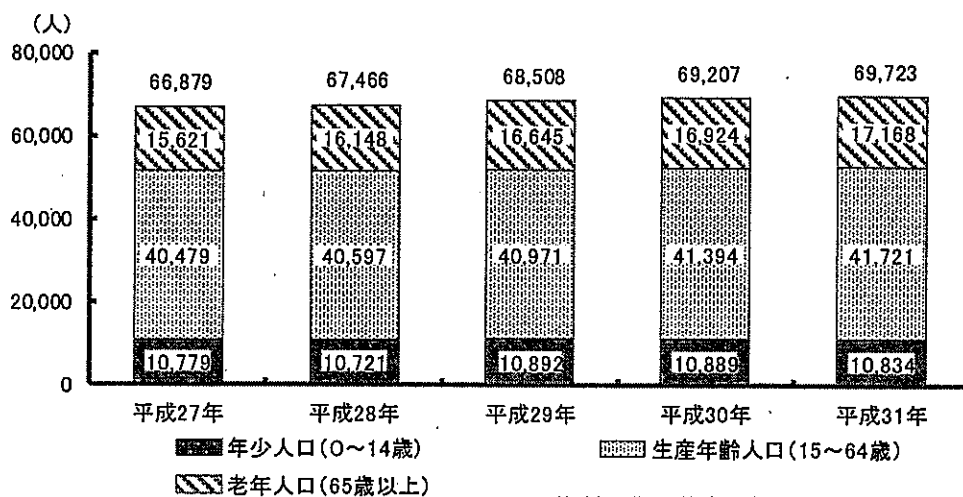
子ども・子育てを取り巻く 現状と課題

(1) 人口の状況・・・・・・・・

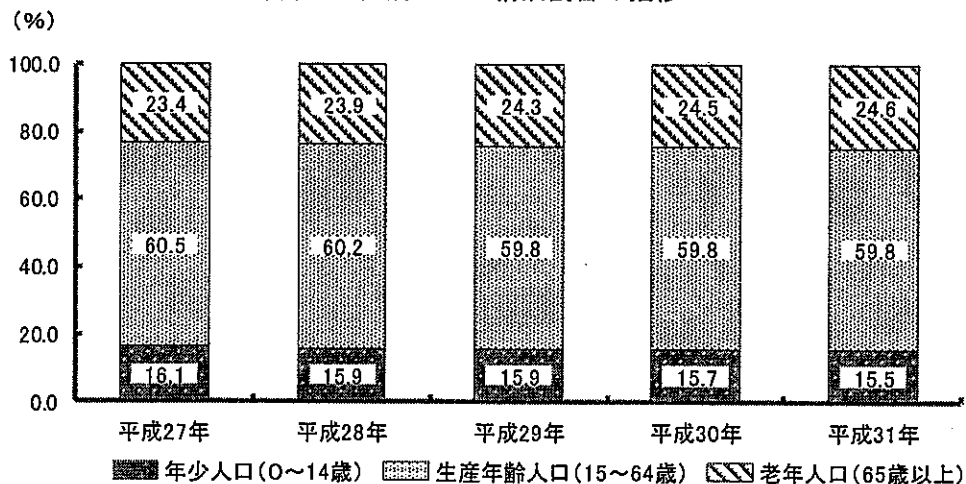
① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々増加し、平成31年で69,723人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は増減を繰り返しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

年齢3区分別人口の推移

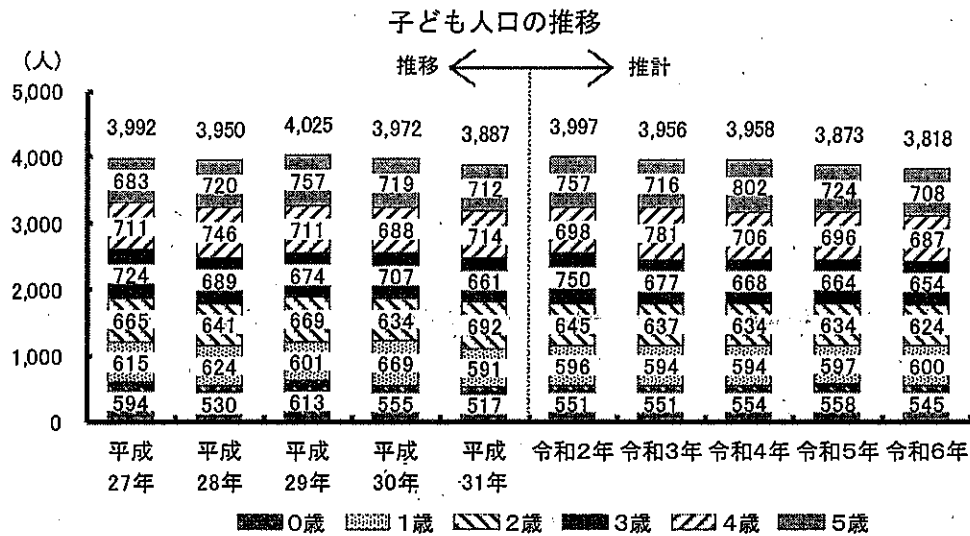


年齢3区分別人口の構成割合の推移



② 年齢別就学前児童数の推移と推計

本市の0歳から5歳の子ども人口は平成29年以降減少しており、平成31年4月現在で3,887人となっています。特に他の年齢に比べ、0歳の減少率が高くなっています。また、今後も子どもの人口数は減少していくと予想されます。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

推計は京田辺市子ども人口推計調査

※ 推計人口は平成30年4月1日現在の住民基本台帳を元に算出したもの

年齢別児童数の推移と推計

推移 ← → 推計

単位：人

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
0歳	594	530	613	555	517	551	551	554	558	545
1歳	615	624	601	669	591	596	594	594	597	600
2歳	665	641	669	634	692	645	637	634	634	624
3歳	724	689	674	707	661	750	677	668	664	654
4歳	711	746	711	688	714	698	781	706	696	687
5歳	683	720	757	719	712	757	716	802	724	708
小計	3,992	3,950	4,025	3,972	3,887	3,997	3,956	3,958	3,873	3,818
6歳	758	716	748	760	726	730	745	706	774	696
7歳	775	761	732	766	778	739	744	759	719	788
8歳	771	782	769	737	771	785	745	750	765	725
9歳	731	768	793	772	747	776	790	750	755	770
10歳	719	747	773	806	778	757	787	801	760	765
11歳	743	723	756	790	818	789	767	798	812	770
小計	4,497	4,497	4,571	4,631	4,618	4,576	4,578	4,564	4,635	4,514
12歳	784	751	737	768	796	829	799	777	808	823
13歳	739	791	762	748	774	805	839	808	786	817
14歳	767	732	797	770	759	778	809	843	812	790
小計	2,290	2,274	2,296	2,286	2,329	2,412	2,447	2,428	2,406	2,430

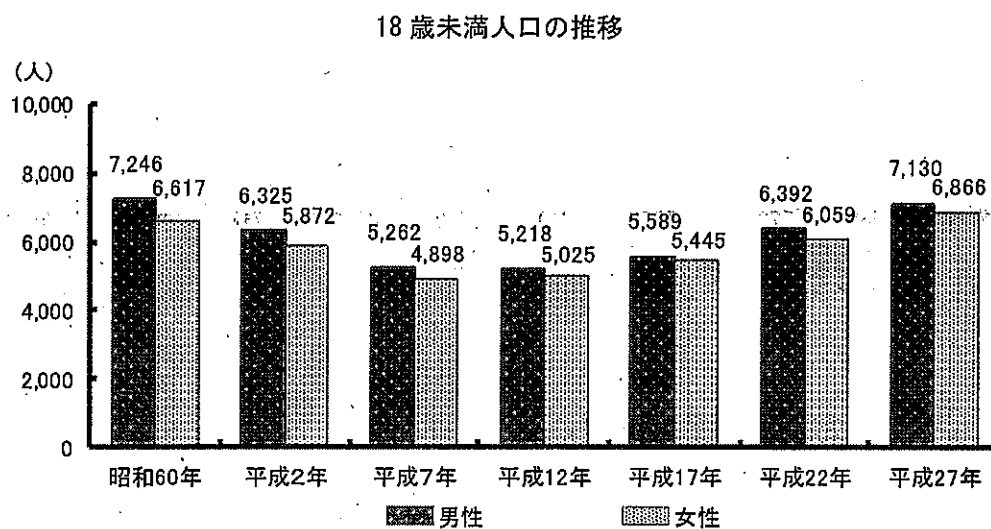
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

推計は京田辺市子ども人口推計調査

※ 推計児童数は平成30年4月1日現在の住民基本台帳を元に算出したもの

③ 18 歳未満人口の推移

本市の男女別 18 歳未満人口の推移をみると、昭和 60 年の男女の計 13,863 人から平成 7 年の 10,160 人へと 4,000 人近く減少しましたが、平成 27 年には 13,996 人となり、増加傾向を示しています。男女別では、平成 27 年で男性が女性に比べ 264 人多くなっています。



④ 人口動態

本市の人口動態の推移をみると、自然動態では平成 28 年までは出生が死亡を上回る自然増を示していましたが、平成 29 年からは死亡が出生を上回りました。社会動態においても、毎年転入が転出を上回る社会増の状況が続いており、総人口の増加傾向を示しています。

人口動態の推移

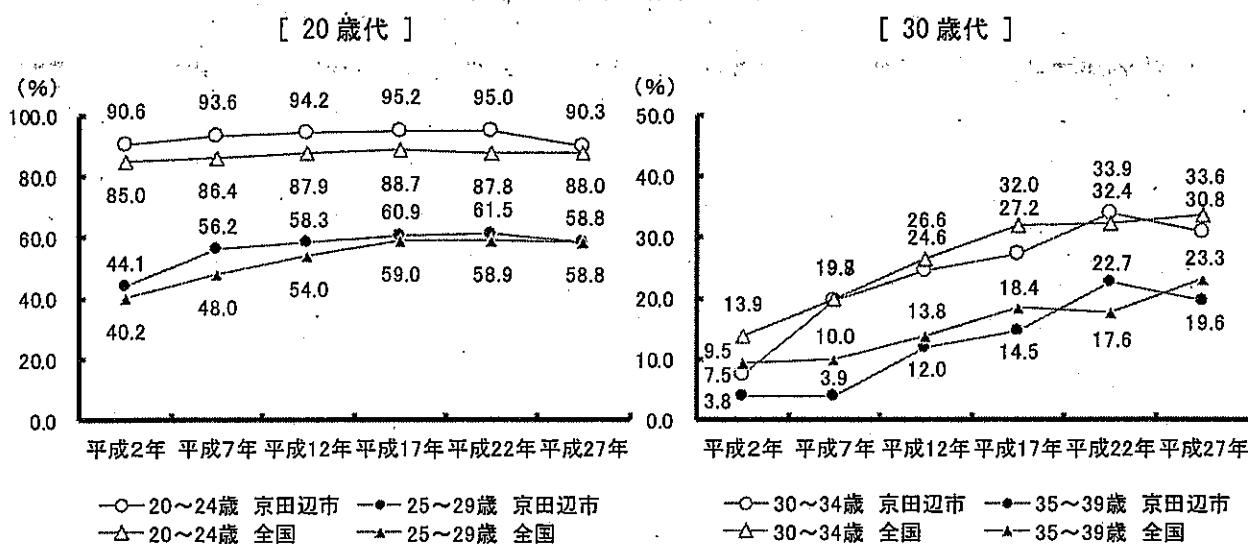
	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成 18 年	583	379	204	2,999	2,734	265	469
平成 19 年	579	348	231	3,008	2,684	324	555
平成 20 年	607	402	205	3,151	2,607	544	749
平成 21 年	587	384	203	3,001	2,595	406	609
平成 22 年	570	416	154	2,996	2,434	562	716
平成 23 年	590	439	151	2,904	2,344	560	711
平成 24 年	566	490	76	3,276	2,403	873	949
平成 25 年	572	532	40	3,003	2,694	309	349
平成 26 年	552	479	73	3,258	2,441	817	890
平成 27 年	536	499	37	3,226	2,544	682	719
平成 28 年	565	527	38	3,248	2,494	754	792
平成 29 年	538	584	△46	3,471	2,551	920	874
平成 30 年	528	565	△37	3,510	2,530	980	943

資料：京田辺市統計書

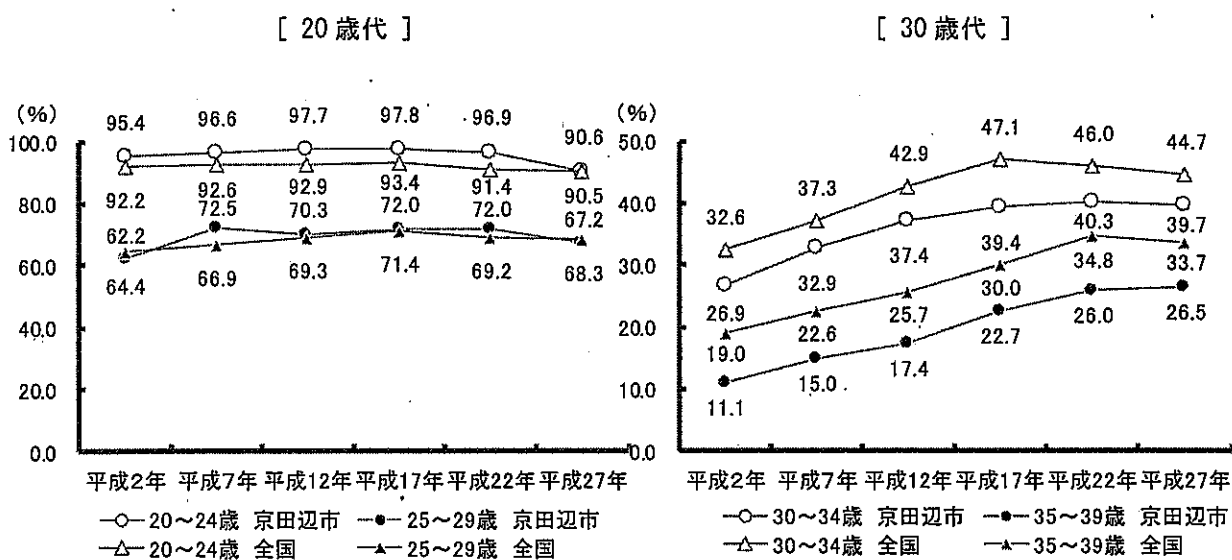
⑤ 未婚率の推移

本市の年齢別未婚率の推移をみると、女性の25～29歳の未婚率は、平成2年の41.1%から平成27年の58.8%へと約1.4倍に上昇しています。また、男女とも20～24歳の未婚率は、国の平均よりも高い状況となっていますが、これは市内にある大学に通う大学生の占める割合が多いことに起因すると考えられます。全国の傾向と同様に、各年齢層とも年々未婚率が高くなり、本市においても晩婚化もしくは未婚化が進んでいる状況がみられます。

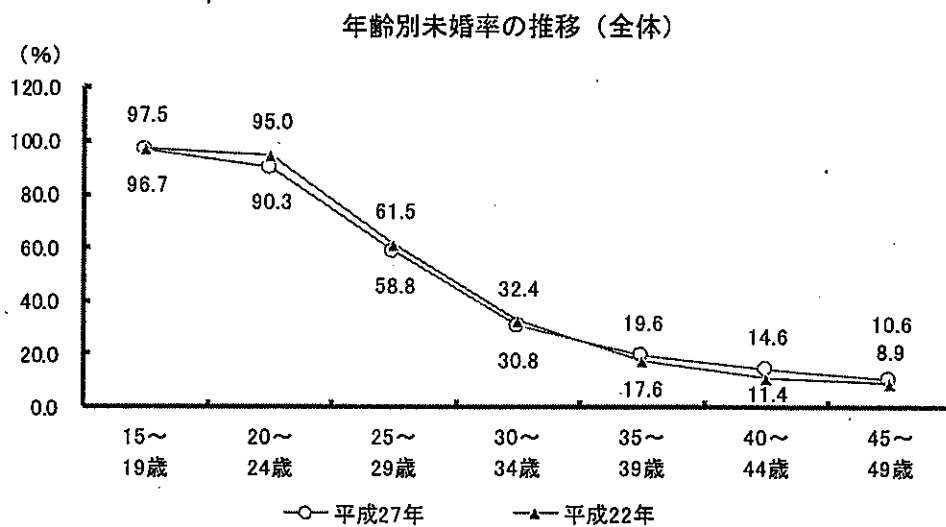
年齢別未婚率の推移（女性）



年齢別未婚率の推移（男性）



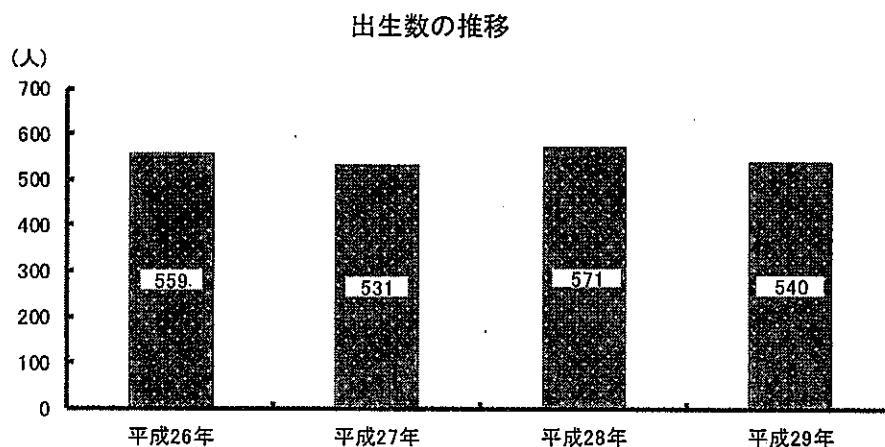
全体の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で35歳以上の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。



資料：厚生労働省 人口動態統計

⑥ 出生数の推移

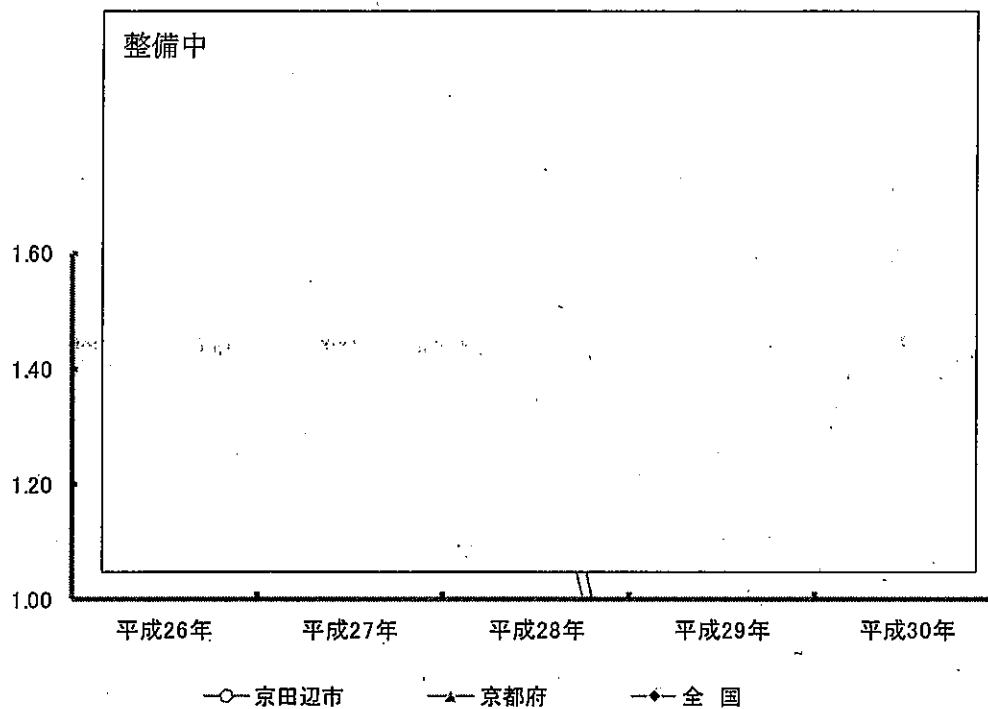
本市の出生数は横ばい傾向で推移しており、平成29年で540人となっています。



資料：人口動態

⑦ 合計特殊出生率の推移

調整中

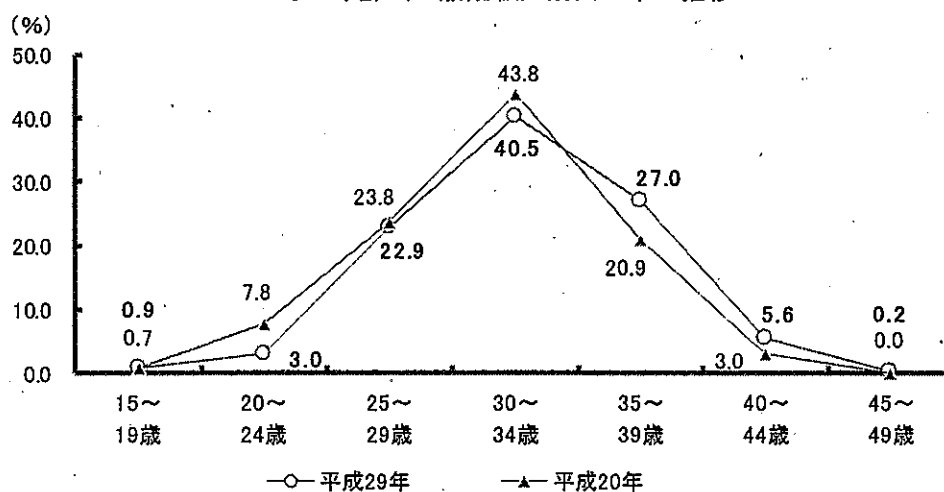


資料：衛生統計年報

⑧ 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本市の母の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、20～34歳の割合が減少しているのに対し、35～44歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

母の年齢（5歳階級）別出生率の推移



資料：衛生統計年報

⑨ 昼間人口

本市における昼間人口率は、15～24歳では120%を超えているものの、30～54歳では90%未満となっており、他市町村で就労している人が多いことがうかがえます。

年齢別昼夜間人口

	昼間人口	夜間人口	昼間人口率
15歳未満	10,551人	10,572人	99.8%
15～19歳	5,846人	4,816人	121.4%
20～24歳	9,634人	5,941人	162.2%
25～29歳	3,100人	3,401人	91.1%
30～34歳	2,803人	3,495人	80.2%
35～39歳	3,825人	4,784人	80.0%
40～44歳	4,936人	5,969人	82.7%
45～49歳	3,825人	4,506人	84.9%
50～54歳	3,408人	3,818人	89.3%
55～59歳	2,911人	3,167人	91.9%
60～64歳	3,715人	3,853人	96.4%
65～69歳	5,070人	5,134人	98.8%
70～74歳	4,194人	4,249人	98.7%
75～79歳	2,791人	2,816人	99.1%
80～84歳	1,963人	1,979人	99.2%
85歳以上	1,768人	1,765人	100.2%
合 計	70,340人	70,265人	100.1%

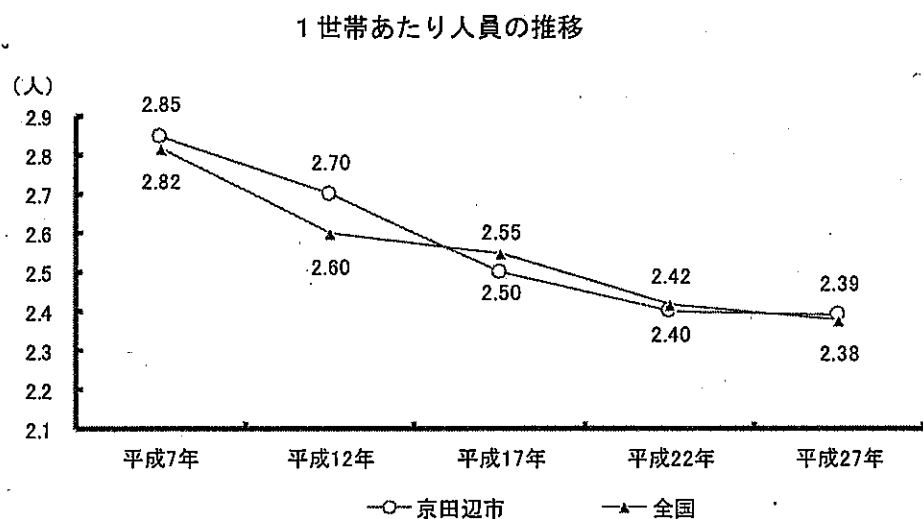
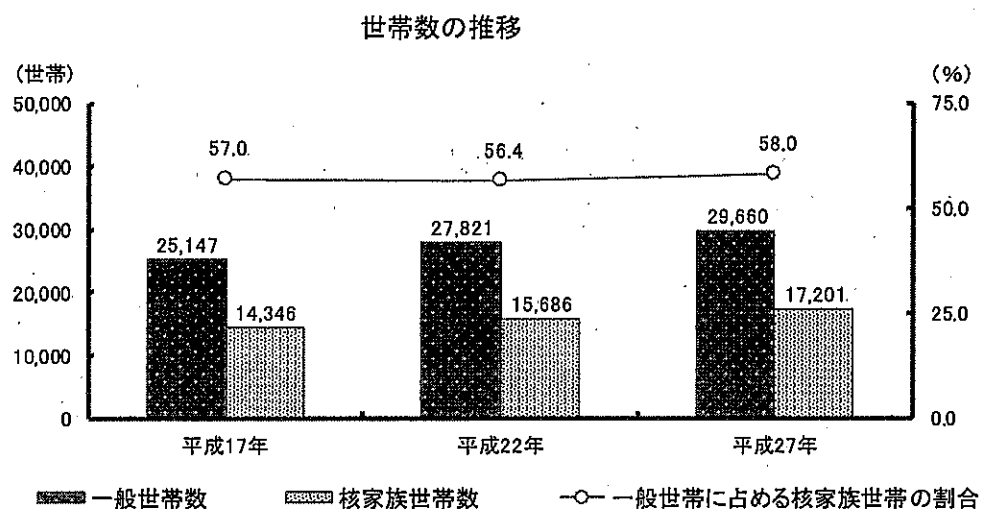
資料：国勢調査（平成27年）

(2) 世帯の状況・・・・・・・・

① 世帯数と世帯人員

本市の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で17,201世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は横ばい傾向で推移しています。

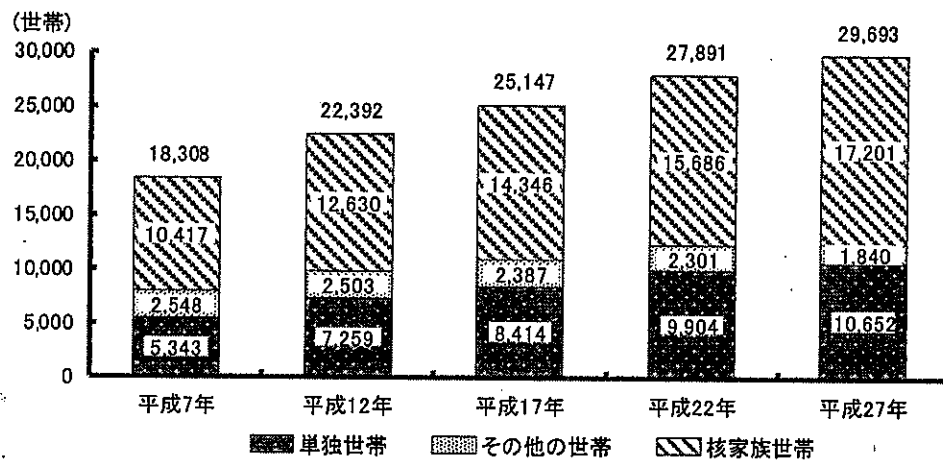
一方で、1世帯当たり人員は減少傾向にあり、平成7年の2.85人から平成27年では2.39人となっています。



② 一般世帯における世帯構成

本市の一般世帯における世帯構成の推移をみると、核家族世帯と単独世帯が年々増加し、平成 27 年には核家族世帯は 17,201 世帯、単独世帯は 10,652 世帯となっています。

一般世帯における世帯構成の推移



資料：国勢調査

③ 婚姻数・離婚数

本市の婚姻数・離婚数の推移をみると、婚姻数・離婚数ともに増減を繰り返し、平成 29 年に結婚数は 263 件、離婚数は 94 件となっています。

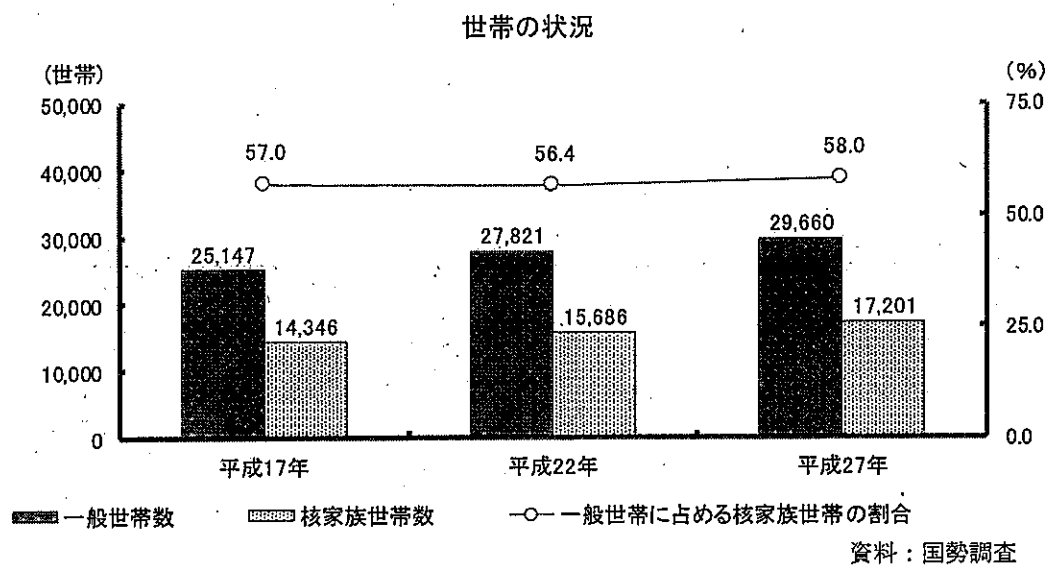
婚姻数・離婚数の推移

	婚姻数	離婚数
平成 22 年	287 件	99 件
平成 23 年	199 件	78 件
平成 24 年	286 件	75 件
平成 25 年	223 件	96 件
平成 26 年	261 件	78 件
平成 27 年	225 件	91 件
平成 28 年	225 件	89 件
平成 29 年	263 件	94 件

資料：総務室、市民年金課

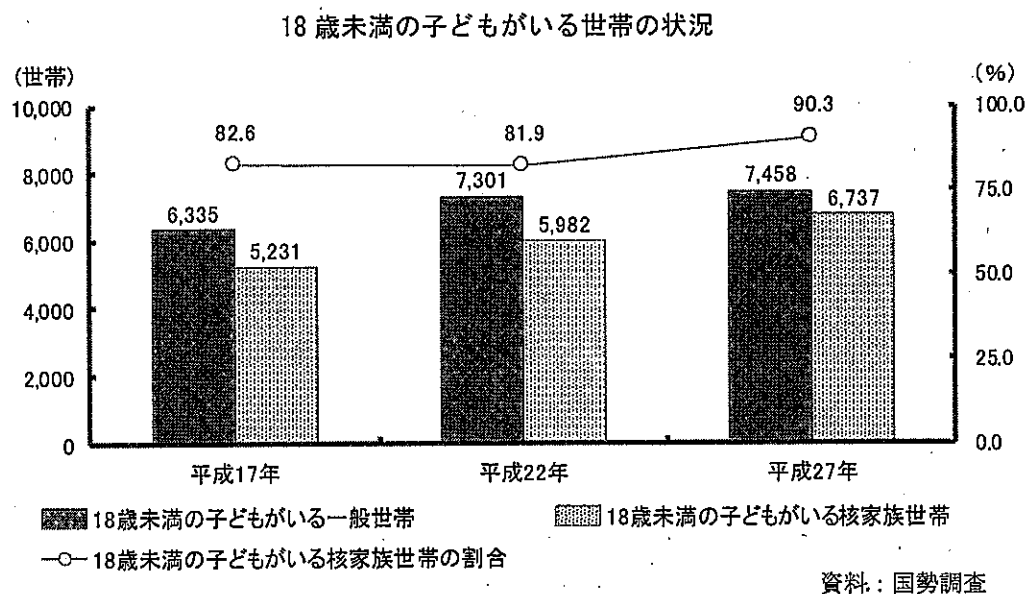
④ 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の核家族世帯数は年々増加しており、平成 27 年で 17,201 世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は一般世帯数の増加に伴い増加傾向にあります。



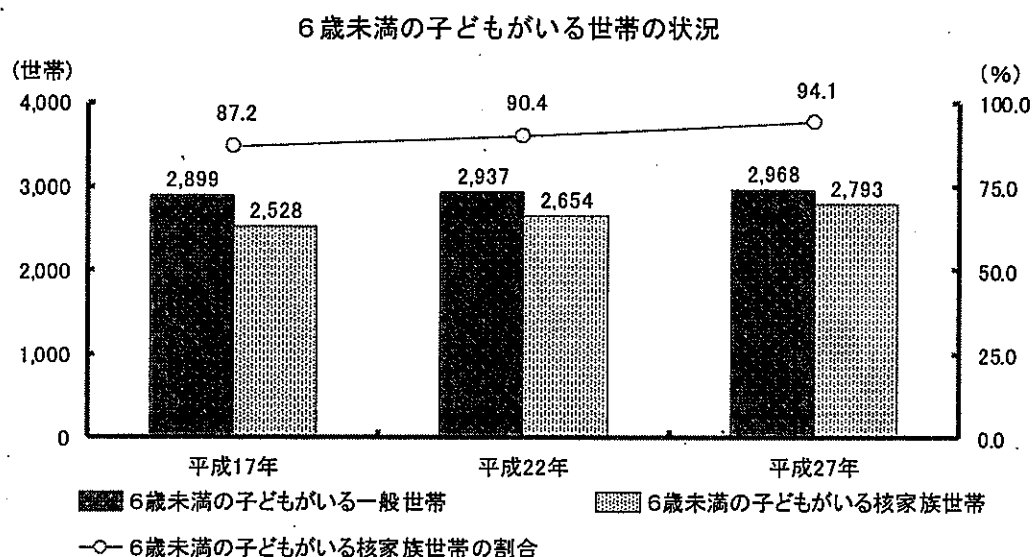
⑤ 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々増加しており、平成 27 年で 7,458 世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯、核家族世帯の割合も増加傾向となっています。



⑥ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々増加しており、平成27年で2,968世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯、核家族世帯の割合も増加しています。

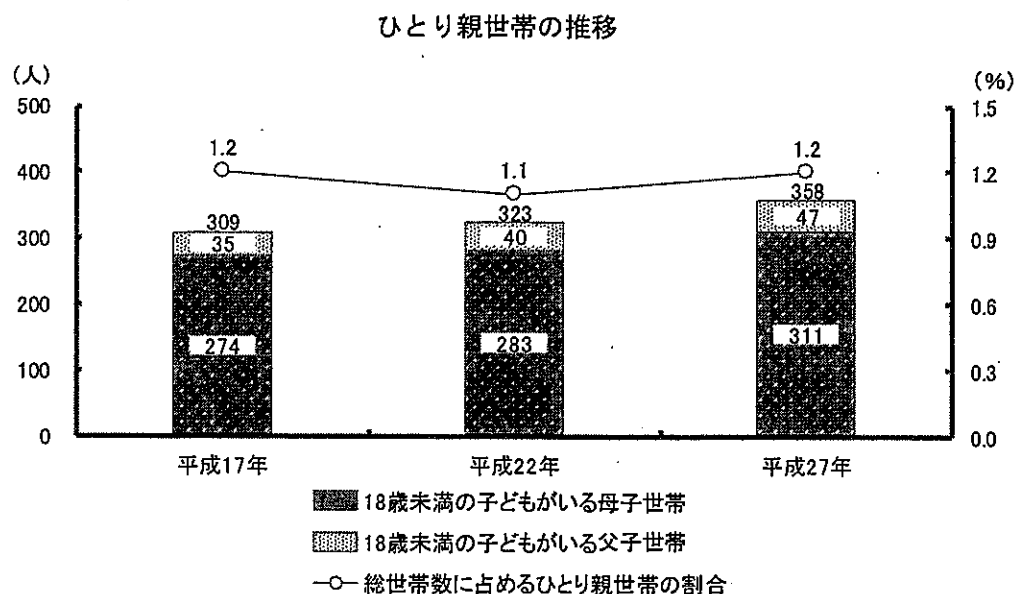


資料：国勢調査

⑦ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は増加しており、平成27年で311世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯も増加しています。

また、総世帯数に占めるひとり親世帯の割合では、横ばい傾向で推移しており、平成27年で1.2%となっています。

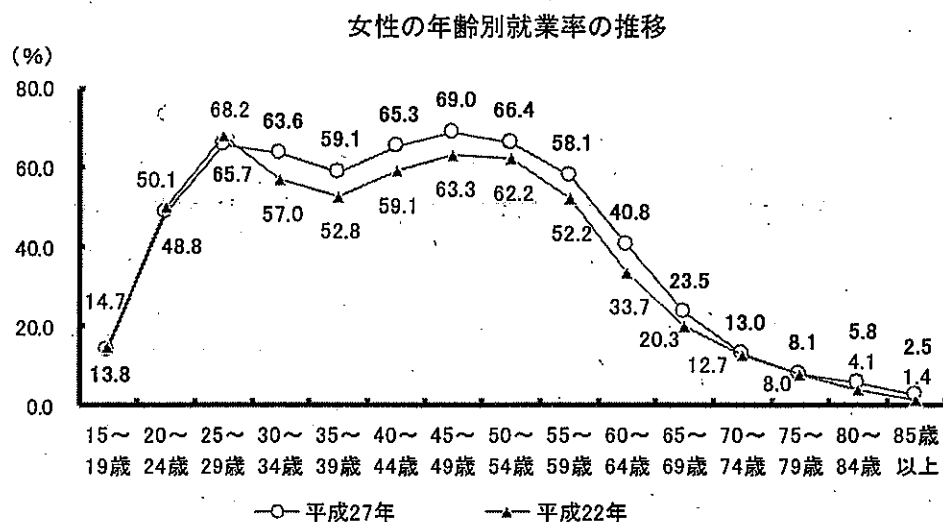


資料：国勢調査

(3) 女性の就労状況・・・・・・・・

① 女性の年齢別就業率の推移

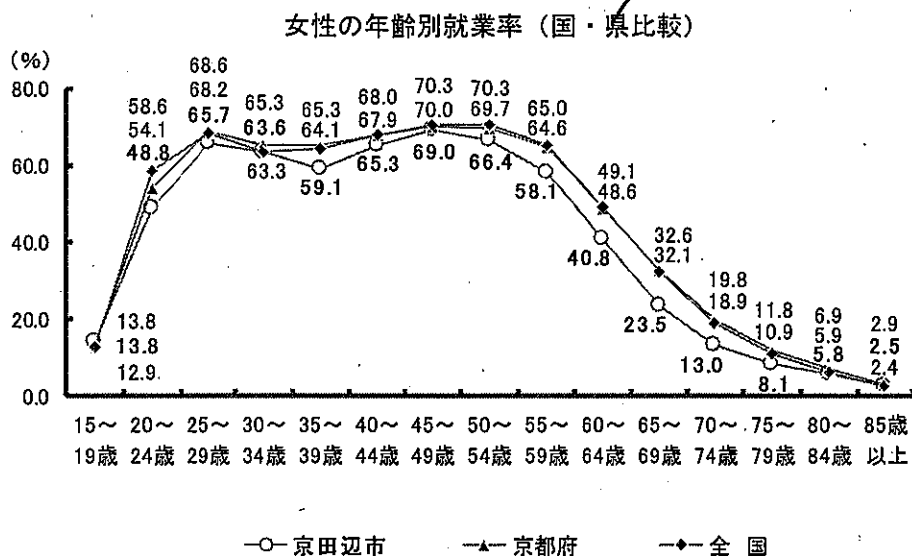
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

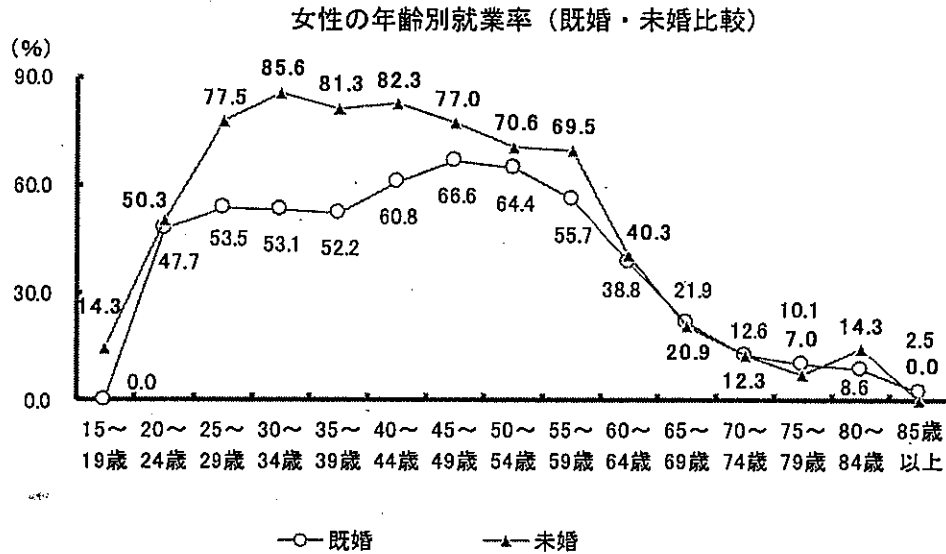
本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、京都府と比較すると、ほとんどの年齢で全国、京都府より低くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から40歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

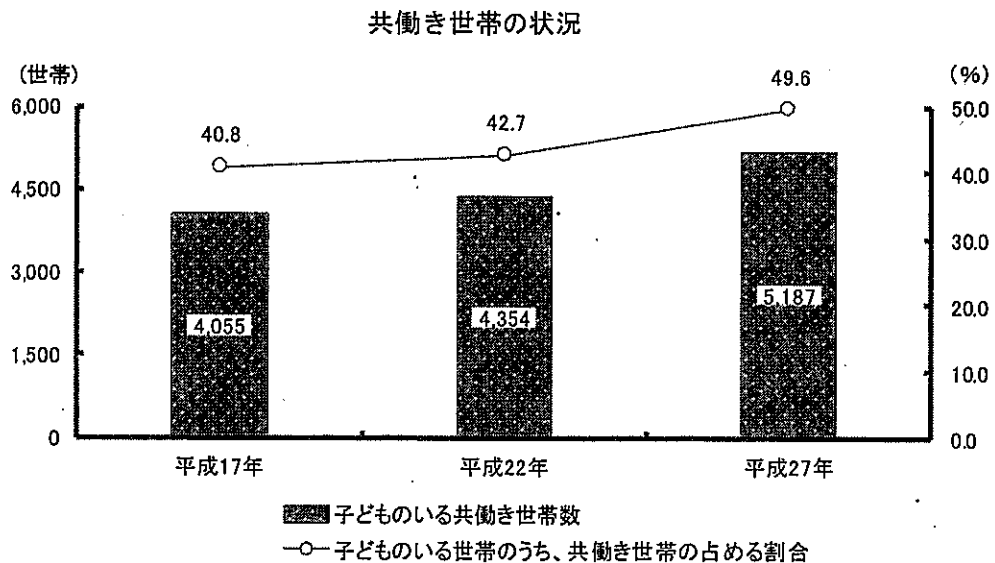


資料：国勢調査（平成27年）

④ 共働き世帯の状況

本市の共働き世帯の状況をみると、子どものいる共働き世帯数は、増加傾向にあり、平成27年で5,187世帯となっています。

また、子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は増加傾向にあり、平成27年で約5割となっています。



資料：国勢調査（平成27年）

(4) 子どもと子育てをめぐる状況・・・・・・・・

① 就学前児童の状況

ア～エ表は調整予定

ア 就学前児童の状況

子どもが日中過ごす場所として、0歳～2歳児では5割以上が幼稚園を利用しています。3歳児以降は3割半ばの人が保育所（園）を利用しています。

就学前児童の状況（平成31年度）

	合計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
総数	3,887	517	591	692	661	714	712
保育所							
公立	646	25	103	150	112	131	125
私立	653	34	119	134	121	127	118
計	1,299	59	222	284	233	258	243
幼稚園							
公立	683	-	-	-	188	241	254
私立	512	-	-	-	186	163	163
計	1,195	-	-	-	374	404	417
在宅	1,393	458	369	408	54	52	52

資料：子育て支援課、学校教育課（4月1日現在）

※ 私立幼稚園の児童は、市外の私立幼稚園に通う児童数を含めた数値

イ 幼稚園児数の推移

本市の幼稚園児数の推移では、平成27年度から平成31年度にかけて田辺幼稚園で23人増加しているものの、公立幼稚園では8人減少しており、全体では187人減少しています。

幼稚園児数の推移

幼稚園名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成27年度との増減
田辺幼稚園	106	112	134	134	129	23
田辺東幼稚園	40	37	38	38	31	-9
草内幼稚園	85	96	102	113	90	5
大住幼稚園	122	125	119	106	98	-24
三山木幼稚園	102	105	104	105	103	1
松井ヶ丘幼稚園	60	55	64	58	49	-11
薪幼稚園	114	123	132	135	124	10
普賢寺幼稚園	62	66	60	66	59	-3
公立幼稚園 小計	691	719	753	755	683	-8
私立幼稚園 小計		574	509	465	512	
合 計	1,382	1,293	1,262	1,224	1,195	-187

資料：学校教育課（4月1日現在）

※ 私立幼稚園の園児数は、市外の私立幼稚園に通う児童数を含めた数値

ウ 認定こども園の状況

認定子ども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。

認定こども園の状況

	認定こども園にもれび	松井ヶ丘保育園
定員数	198	275
利用児童数（保育）	81	220
利用児童数（教育）	40	3

資料：子育て支援課、学校教育課（平成31年4月1日現在）

エ 保育所（園）児童数の推移

保育所（園）児童数は、平成27年度から平成31年度では、公立保育園で28人増加し、民間保育園で5人減少しており、全体では23人増加しています。

保育所（園）児童数の推移

保育所（園）名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成27年度との増減
河原保育所（分園含む）	250	263	229	282	262	12
草内保育所	110	110	97	111	102	-8
三山木保育所	235	261	224	285	253	18
南山保育所	23	31	28	30	29	6
公立保育所 小計	618	665	578	708	646	28
大住保育園	125	133	141	129	126	1
松井ヶ丘保育園（分園含む）	226	226	251	236	220	-6
みみつく保育園	226	229	229	234	226	0
民間保育園 小計	577	588	621	599	572	-5
合 計	1,195	1,253	1,199	1,307	1,218	23

資料：子育て支援課（4月1日現在）

※松井ヶ丘保育園は、平成31年度より「認定こども園」へ移行し、分園は閉所した。（子育て支援課）

② 小学生児童の状況

ア 小学生児童数の推移

小学生児童数は、三山木小学校、普賢寺小学校で大幅に増加しており、全体では平成 27 年度から平成 31 年度で 91 人増加しています。

小学生児童数の推移

年度 学校名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 27 年度 との増減
松井分丘小学校	773	759	758	777	744	-29
大住小学校	273	271	264	270	250	-23
柳田小学校	676	662	639	617	588	-88
藤小学校	648	631	614	601	603	-45
田辺小学校	635	627	643	630	626	-9
田辺東小学校	253	227	216	208	192	-61
草内小学校	347	353	336	353	353	6
三山木小学校	589	680	788	854	904	315
普賢寺小学校	71	74	77	82	95	24
合 計	4,264	4,284	4,335	4,392	4,355	91

資料：学校教育課（5月1日現在）

イ 留守家庭児童会（学童保育）の在籍状況

留守家庭児童会（学童保育）は、保護者が就業などにより昼間家庭にいない児童を対象に遊びや生活の場を提供し、放課後における児童の健全育成を行っています。

平成 31 年度には 940 人の児童が入会しており、利用者数は平成 27 年度から平成 31 年度で 198 人増加しています。

留守家庭児童会（学童保育）の在籍状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 27 年度 との増減
クラス実施数	22	26	29	31	30	8
定員数（人）	831	831	831	831	831	0
在籍児童数（人）	772	840	867	933	940	168

資料：社会教育・スポーツ推進課（5月1日現在）

利用者の内訳をみると、低学年になるほど在籍児童数が多くなっています。

留守家庭児童会における学年別在籍状況

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
在籍児童数(人)	264	257	193	141	68	17
小学校児童数(人)	687	740	722	704	733	769

資料：社会教育・スポーツ推進課（平成31年5月1日現在）

ウ 留守家庭児童会（学童保育）の在籍状況

放課後子どもプランは、児童が放課後を安全で健やかに過ごせる居場所づくりと地域の方々との世代間交流をねらいとして実施しています。

放課後子どもプラン実施状況

表 調整予定

	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (9月現在)
実施数	10	10	
参加者数	4,182	3,930	

資料：社会教育・スポーツ推進課

※ 参加者数は、施設の年間合計

③ 幼稚園事業

幼稚園では、通常の教育のほかに、下記の事業を実施しています。

幼稚園事業

平成 31 年（2019 年）度実施

事業名	事業の内容	実施幼稚園
預かり保育事業	教育時間終了後も引き続き在園児を預かり、保護者の子育てを支援する 月・火・木・金曜日の 14 時～16 時 (松井ヶ丘幼稚園は月～金曜日の教育時間終了後～18 時)	全 園
2 歳児親子 なかよし学級	2 歳児と保護者に親子で遊ぶ場を提供し、成長・発達を促すとともに親同士の交流の場とする 毎月 1～2 回実施	全 園

資料：学校教育課

④ 保育所（園）保育事業

保育所（園）では、通常の保育に加え、多様化する保育ニーズに応えるため、さまざまな保育事業を実施し、仕事と子育ての両立や、子育てに対する支援を行っています。

保育所（園）保育事業

平成 31 年（2019 年）度実施

事業名	事業の内容	実施保育所（園）
乳児保育促進事業 (産前産後保育事業)	保育を必要とする生後 57 日目以降の乳児の保育の実施	全保育所（園）・ 認定こども園
延長保育事業	18 時以降も保育を必要とする入所児童に対し、時間外で保育を行う事業	全保育所（園）・ 認定こども園
一時保育事業	保護者の就労や通院、リフレッシュなどにより一時的に保育が必要となった就学前の子どもを保育所（園）で一時的に預かる事業	河原保育所 三山木保育所 松井ヶ丘保育園 こもれび
保育所（園） 体験事業	保育所（園）等に入っていない子どもを対象に、保育所（園）開放を行い、他の子ども達と一緒に遊んだり、子育て相談などを実施	草内・ 南山保育所 大住保育園 松井ヶ丘保育園 みみづく保育園 こもれび
世代間交流事業	地域の高齢者と保育所（園）児童が行事などを通じて触れ合い、保育所（園）においては地域に開かれた活動として実施	草内・三山木・ 南山・大住・ 松井ヶ丘・ みみづく保育所（園）
育児講座など	子育て講座などを開催し、子育てに関する情報提供を行うとともに、社会全体で子育てを応援する意識の醸成を図る事業	松井ヶ丘保育園
保育所分園事業	保育所の分園として乳幼児の保育を実施し、待機児童の解消を図る事業	河原保育所分園
病児保育事業	病气中や病気の回復期にあり家庭での保育が困難な乳幼児などについて、看護師・保育士などを配置した医療機関において保育を実施する事業	医療法人浜口キッズ クリニック 「にっこにこ」 医療法人社団 石鋤会 「やすらぎ保育園」
子育て相談事業	就学前の子育てについて、保育士が電話や面接などで相談に応じる事業	全保育所（園）・ 認定こども園
障がい児保育事業	保育を必要とする障がいのある児童、また、発達上配慮を要する児童の保育体制を整え、保育の実施を通じて子どもの発達支援を行う事業	全保育所（園）・ 認定こども園

資料：子育て支援課

⑤ 地域における子育て支援事業

ア 児童館事業

児童館では、子どもたちの豊かな育ちを促すため、さまざまな事業を実施しています。

児童館事業

平成 30 年（2018 年）度実施

事業名	年度	親子教室	なかよし クラブ	ふれあい 広場	育児相談	その他 (育児相談)	合 計
平成 26 年度	大住児童館	3,305	7,350	12,669	0	1,369	24,693
	田辺児童館	916	198	117	82	2,220	3,533
	南山こどもセンター	680	4,130	0	0	1,436	6,246
	普賢寺児童館	6,655	3,821	314	0	711	11,501
平成 27 年度	大住児童館	3,470	8,099	12,493	0	870	24,932
	田辺児童館	818	493	138	149	2,134	3,732
	南山こどもセンター	566	4,964	0	0	405	5,935
	普賢寺児童館	6,672	4,371	575	0	571	12,189
平成 28 年度	大住児童館	3,335	7,264	12,533	0	579	23,711
	田辺児童館	746	295	111	148	2,542	3,842
	南山こどもセンター	752	5,537	0	0	354	6,643
	普賢寺児童館	6,562	4,692	644	0	715	12,613
平成 29 年度	大住児童館	3,171	6,916	11,630	0	321	22,038
	田辺児童館	804	315	138	66	2,091	3,414
	南山こどもセンター	897	6,726	0	0	71	7,694
	普賢寺児童館	6,704	5,048	481	0	581	12,814
平成 30 年度	大住児童館	3,265	6,408	11,073	0	373	21,119
	田辺児童館	838	281	89	40	2,114	3,362
	南山こどもセンター	745	6,520	182	0	57	7,504
	普賢寺児童館	6,462	5,656	308	0	561	12,987

資料：子育て支援課

※ 各年度とも田辺児童館の親子教室は、「親子びびび教室」として育児の中で心配や不安のある 3 歳未満児とその保護者を対象に実施

平成 30 年（2018 年）度実施

事業名	事業の内容	実施場所
児童発達支援事業 (京田辺市児童 デイサービス事業所)	就学前の心身の発達に弱さやつまづきなど育ちのための支援を必要とする子どもに、事業所に通所する方法で少人数グループにより、発達を促す働きかけを行う事業 延べ 2,114 人	田辺児童館

資料：田辺児童館

イ 地域における子育て支援事業

子どもが保育所（園）・余地園などに入所せず、在宅で保育している親が子どもとともに主に利用している事業があります。

地域における子育て支援事業

平成 31 年（2019 年）度実施

事業名・団体名	事業の内容
地域子育て支援拠点事業	地域における子育て支援を総合的に実施 ・地域子育て支援センター事業 子育て中の親子の交流と遊び場、子育てに関する情報の提供や相談、講習会、育児サークル支援等を実施 ・子育てひろば事業 子育て中の親子の交流と遊び場・子育てに関する情報の提供や相談、講座等の実施 ・えぶろんママ（子育て支援ボランティア）の派遣 育児サークルなどの依頼に基づき、えぶろんママがそれぞれの活動場所に出向き活動支援を実施 ・地域の育児サークルの支援 育児サークルの自主的な活動を支援し、サークル交流会の実施や活動場所の提供などの支援を実施
子育て情報の提供	ホームページ、子育て応援ガイドブックの配布、はぐはぐ子育て支援事業ピックアップ情報紙の配布
児童福祉週間事業の実施	国の児童福祉週間にあわせて、本市においても子どもに対する理解を深めるために、5月5日を中心として子どもに係る事業を実施（このぼりの掲揚、親子ふれあい交流、プール無料開放、映画会など）
ファミリー・サポート・センター事業	地域における子どもの預かりなどを行うために、「おねがい会員」「まかせて会員」相互が登録を行い援助し合う事業で、主に乳幼児・小学生の子どもを持つ家庭へのサポートを実施
子どもの主張大会	市内の小・中学生が日常生活や学校などで体験したことや考えていること、また、主張したいことを発表する機会を設け、社会の一員としての自覚を高めるとともに、次代を担う児童の健全育成について、市民の理解と協力を深める契機とするために実施

資料：子育て支援課

⑥ 親と子の健康づくり支援

親と子の健康づくり支援は、健診、相談、家庭訪問、健康教室などの保健事業を中心に実施しています。健診・相談事業は、高い受診率となっており、特に1歳半健診までには9割を超える受診率となっています。

親と子の健康づくり支援事業（各種母子保健事業）

平成31年（2019年）度実施

事業名	事業の内容
不妊治療助成事業 （市助成分）	妊娠を希望し、不妊治療を受けている夫婦に対し、その費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る
妊産婦健康診査助成事業	妊婦健診は妊娠中の異常を早期に発見し、妊婦の健康の向上及び安全な出産と健康な子の出生を支援し、産婦健診は産後間もない時期に実施し、産婦のこころとからだの健康状態を把握し必要な支援を行う
妊婦歯科健康診査助成事業	妊婦の歯科健康診査及び歯みがき指導を実施し、妊婦の健康増進を図るとともに、母親のむし歯菌が子どもに感染することを予防する
母子健康手帳の交付 父子健康手帳の交付	妊娠期から乳幼児期までの母子の健康に関する情報の管理を行うとともに、父親に妊娠・出産の理解を深め出産後の子育てがスムーズにできることを目的に交付する
パパママセミナー	妊娠中からの母性・父性を育み、夫婦で子育てに取り組む意識を高めると共に、（産後の生活・子育てにつながる先を見据えた子育て支援を行う。）（※（ ）内の内容については来年度以降充実させる予定）また、活用できる事業、相談窓口の周知、及び参加者同士の交流を図り、出産後における子育ての仲間づくりの場を目的に実施する
産前・産後ホームヘルパー派遣事業	妊産婦が産前・産後の体調不良などのため、家事や育児を行う事が困難な家庭にホームヘルパーを派遣し、家事の援助や乳幼児の育児等を行う事により、乳幼児の健全な育成と妊産婦の健康増進を図る
家庭訪問事業	出産後4か月までの乳児、障がいや発達上に課題を持つ児童、虐待が疑われる児童などの家庭への訪問を通じて乳幼児の健全育成支援を行う （こにちは赤ちゃん訪問事業、養育支援訪問事業など）
乳幼児健診・発達相談事業	先天異常や病気などを早期に発見し、医療につなげると共に、育児環境・栄養などの保健指導などを通じて乳幼児の健やかな成長と良好な母子関係などへの支援を行う
予防接種事業	各種予防接種を実施し、子どもの疾病予防及び蔓延を予防する
子育て世代包括支援センター はぐはぐ 子育て世代のつどい（はぐはぐ） 子育て世代のつどい（はぐはぐ）	妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うため、すべての妊産婦及び乳幼児とその保護者に対して、保健師等の専門職が、母子保健、育児に関する様々な悩みに対応する。また、保育士資格等を持った職員が、保育施設や地域の子育て支援事業など、市内の子育てに関する情報提供を行う

⑦ 各種手当支給事業など

子ども及びひとり親家庭に係る手当などの支給などを行い、経済的側面から子育て支援を図っています。

各種手当などは、高等職業訓練給付金等事業、助産施設入所措置、私立幼稚園就園奨励費を除き、対象件数・人数が増加傾向にあり、それに伴い支給額も増加傾向にあります。

子育て支援医療費助成制度

年度	種別	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受給者証交付件数		10,709	10,790	10,954	11,017	10,972
件数		120,119	131,525	141,110	138,612	143,677
医療費助成額		238,580,481	266,622,853	276,893,930	273,096,047	280,590,993

資料：子育て支援課

児童手当

年度	種別	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人数		5,952	5,931	5,960	5,985	5,931
支給総額		1,242,435,000	1,235,655,000	1,223,965,000	1,224,295,000	1,211,535,000

資料：子育て支援課

児童扶養手当

年度	種別	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人数		435	464	419	389	420
支給総額		199,071,700	205,471,920	208,093,760	203,928,650	195,962,180

資料：子育て支援課

特別児童福祉手当（市単独）

年度	種別	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人数		482	467	443	455	440
支給総額		12,775,800	12,591,000	12,132,600	12,163,200	12,011,400

資料：子育て支援課

心身障害児特別手当・特定心身障害児特別手当（市単独）

年度	種別	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
心身障害児特別手当	人数	143	160	160	168	188
	支給総額	4,185,600	4,824,000	4,944,000	5,037,600	5,565,600
特定心身障害児特別手当	人数	24	24	27	23	25
	支給総額	645,600	720,000	760,800	768,000	746,400
合計人数		167	184	187	191	213
総支給額		4,831,200	5,544,000	5,704,800	5,805,600	6,312,000

資料：子育て支援課

高等職業訓練給付金等事業

年度	種別	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人数		8	3	6	6	6
支給総額		8,420,000	3,482,000	5,810,000	6,392,000	6,038,000

資料：子育て支援課

助産施設入所措置

年度	種別	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人数		6	2	3	2	0
支給総額		2,541,346	841,470	1,134,300	818,290	0

資料：子育て支援課

私立幼稚園就園奨励費

年度	種別	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数		500	305	279	251	243
支給総額		65,273,300	38,751,600	35,472,800	33,123,500	34,860,100

資料：学校教育課

⑧ 家庭児童相談室によせられた相談件数

家庭児童相談室は、18歳までの子どもにかかる相談に対応しており、相談種別は多様な内容になっています。平成28年度から平成30年度の相談件数は増加しています。特に、児童虐待相談は大幅に増加しており、そのうち新規件数も増加しています。

家庭児童相談室によせられた相談件数

年度	相談種別	平成28年度 対応件数	うち平成 28年度新規	平成29年度 対応件数	うち平成 29年度新規	平成30年度 対応件数	うち平成 30年度新規
児童虐待相談	児童虐待相談	260	174	271	111	285	152
	その他相談	9	4	12	6	25	19
保護相談	保護相談	0	0	0	0	0	0
	肢体不自由	0	0	0	0	0	0
	視聴覚障害	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害 など	0	0	0	0	0	0
	重症心身障害	0	0	0	0	0	0
	知的障害	0	0	0	0	0	0
	自閉症など	0	0	0	0	0	0
	く犯行など	0	0	1	1	0	0
	違法行為など	0	0	0	0	0	0
	性格行動	3	3	3	3	9	8
育児相談	育児相談	10	10	7	2	6	5
	適正	0	0	0	0	0	0
	育児・しつけ	5	5	6	4	1	1
その他	その他	7	6	8	5	5	5
計		294	202	308	132	331	190

資料：子育て支援課

⑨ 子どもの虐待に係る状況について

平成19年に「児童虐待の防止などに関する法律」の一部が改正されました。本市においても関係機関との連携強化などの取組が進み、福祉・保健・医療・教育や地域などの児童虐待防止のための関係機関から構成される「京田辺市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

本市では転入が多く、地域とのつながりが希薄になっているなど子育てにおける環境が変化している状況などから、徐々に虐待の通告、及び相談件数が増えてきています。

また、近年では子どもや家庭を巡る問題が複雑・多様化してきており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応を図るため、関係機関とのきめ細かい連携による援助や、定期的な安全確認のための訪問や関係機関での見守りなどが求められてきています。

平成30年（2018年）度

- ・ネグレクト（36％）…心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置、同居人などによる虐待行為の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること
- ・身体的虐待（16％）…児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること
- ・心理的虐待（4.7％）…児童に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、児童が同居する配偶者やきょうだいなどに対する暴力など。その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ・性的虐待（1％）…児童にわいせつな行為をすること、または児童にわいせつな行為をさせること

児童虐待ケース数

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
虐待ケース件数	154	215	260	271	285
うち、新規ケース件数	62	99	174	111	152
うち、終結件数	38	129	100	138	127
児童相談所関与ケース件数	46	77	100	111	132
うち、援助を依頼した件数	15	19	29	29	8
うち、ケースを送致した件数	1	1	5	5	3
うち、一時保護した件数	9	18	10	5	10
うち、施設入所措置した件数	2	6	6	3	5

資料：子育て支援課

⑩ 子育てと地域社会

ア 子どもの遊び場等

本市の都市公園の状況は下記のとおりです。

都市公園の設置状況

区 分	名 称
総合公園	田辺公園
運動公園	田辺木津川運動公園、草内木津川運動公園
近隣公園	諏訪ヶ原公園、同志社山手さくらの丘公園、防賀川公園
街区公園	159 か所

資料：施設管理課（平成 31 年（2019 年）度）

イ 地域における団体活動

子どもたちの主体性を伸ばし、健全育成に取り組んでいる団体活動として、地域の子ども会をはじめ、各種子育て関係団体や民生児童委員・主任児童委員によるものがあります。

また、スポーツ少年団をはじめ、さまざまな文化・スポーツ活動団体についても、子どもたちに活動や体験の機会を提供しています。

小学校区別子ども会数

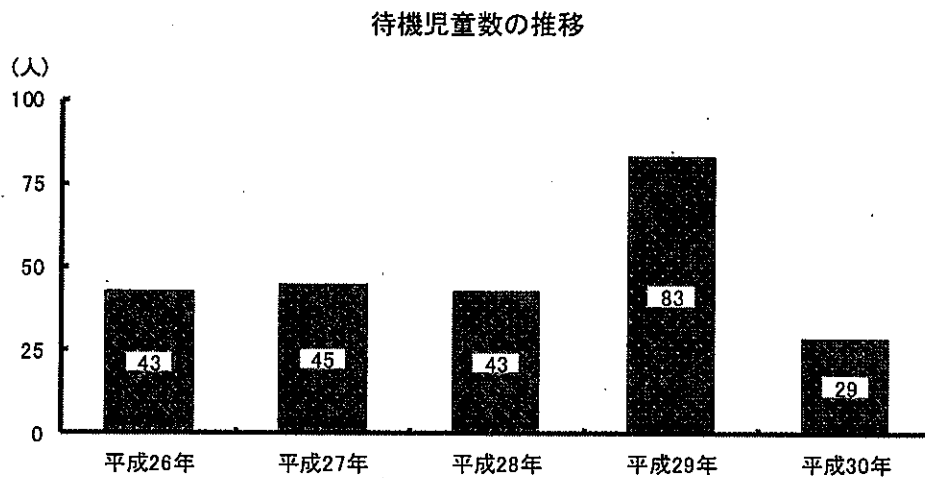
小学校区	大住	松戸丘	桃園	新	田辺	田辺東	草内	三山末	菅賢寺
団体数	9	2	4	4	6	1	3	11	2
会員数	248	191	710	615	725	356	247	556	29

資料：中央公民館（平成 31 年（2019 年）度）

(5) その他の状況・・・・・・・・

① 待機児童数の推移

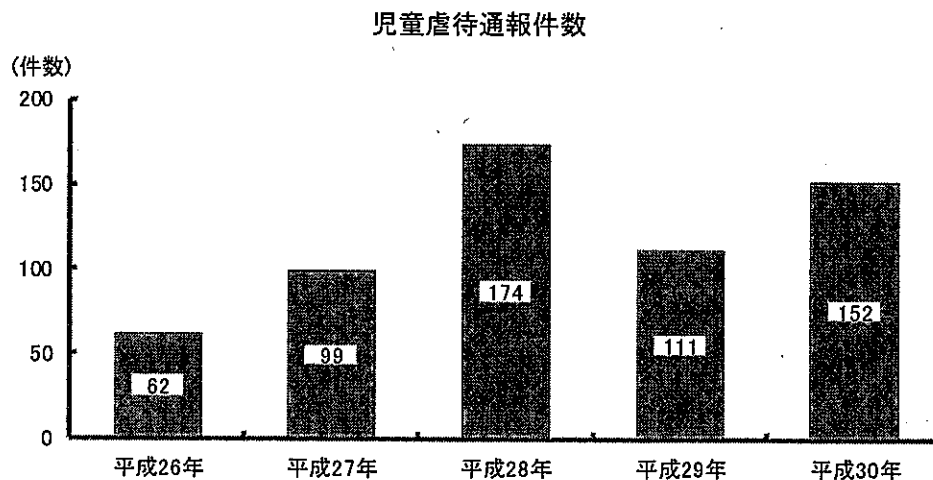
本市の待機児童数の推移をみると、平成 28 年までは横ばいとなっており、平成 29 年より増加に転じ、平成 30 年で 29 人と待機児童は減少傾向にあります。



資料：子育て支援課（各年 10 月 1 日時点）

② 児童虐待通報件数の推移

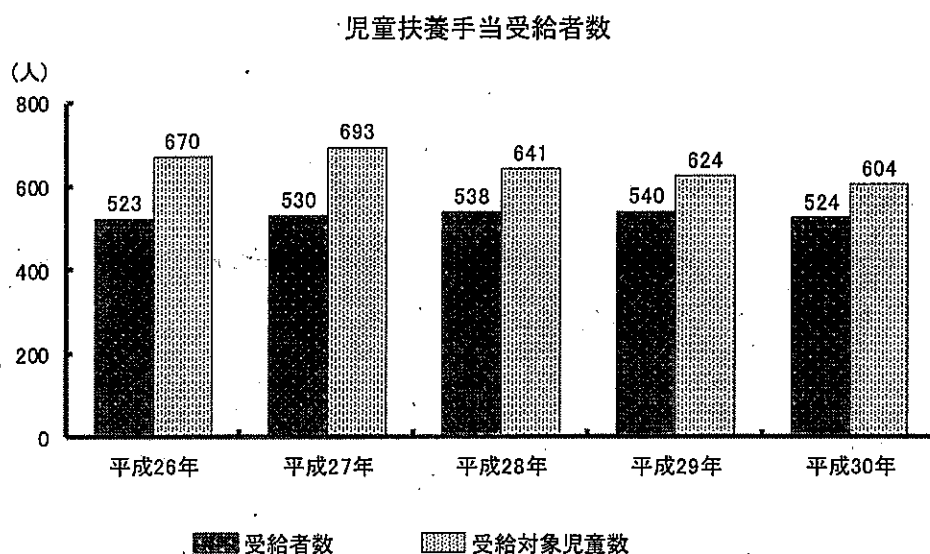
本市の児童虐待通報件数は増加傾向となっており、平成 30 年で 152 人と過去 5 年間で約 2 倍増加しています。



資料：子育て支援課

③ 児童扶養手当受給者数の推移

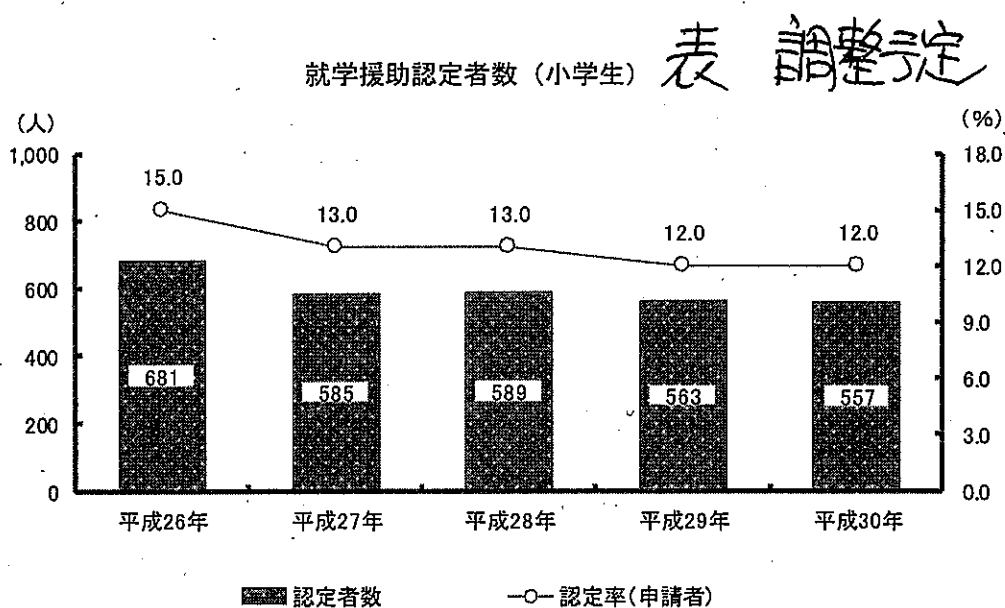
本市の児童扶養手当受給者数は平成 29 年まで増加し、その後減少しており、平成 30 年で受給者数が 524 人となっています。また受給対象児童数は平成 27 年以降減少しており、平成 30 年で受給対象児童数が 604 人となっています。



資料：子育て支援課

④ 就学援助認定者数（小学生）の推移

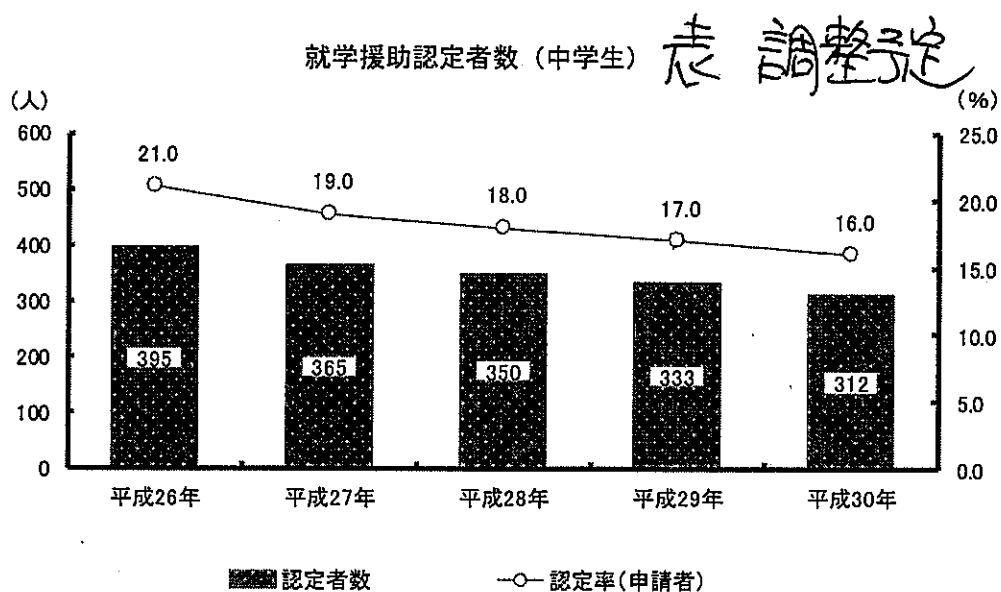
本市の小学生における就学援助認定者数・認定率は減少傾向となっており、平成 30 年で認定者数が 557 人、認定率が 12.0%となっています。



資料：学校教育課

⑤ 就学援助認定者数（中学生）の推移

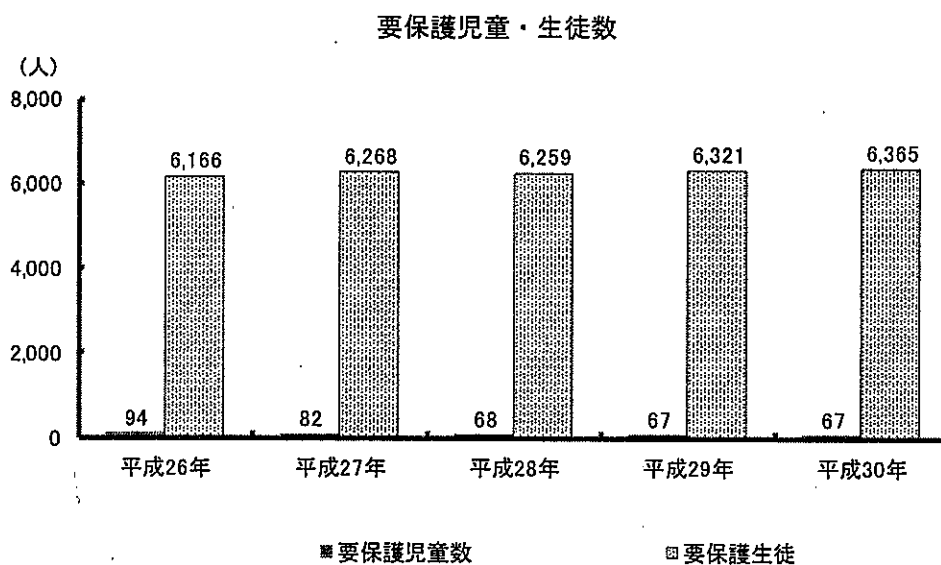
本市の中学生における就学援助認定者数・認定率は年々減少しており、平成30年で認定者数が312人、認定率が16.0%となっています。



資料：学校教育課

⑥ 要保護児童・生徒数の推移

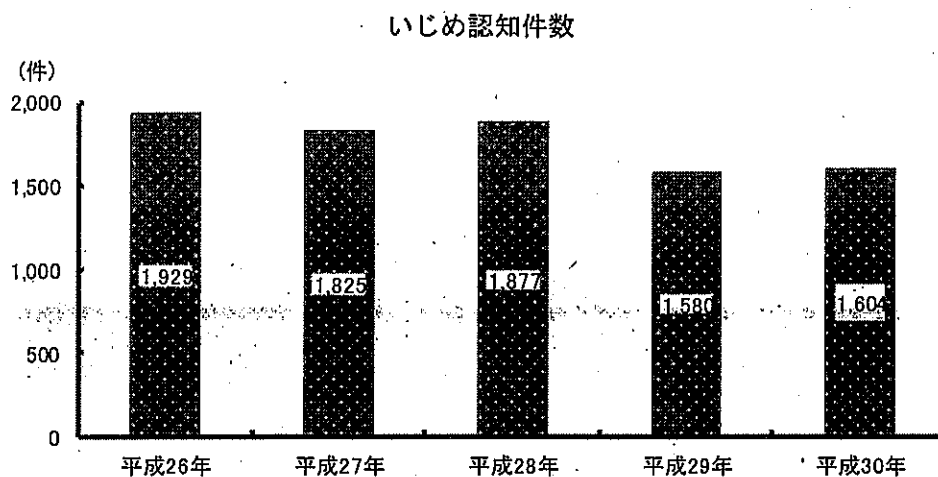
本市の要保護児童数・生徒数は年々減少しており、平成30年で要保護児童数が67人、生徒数が6,365人となっています。



資料：学校教育課

⑦ いじめ認知件数の推移

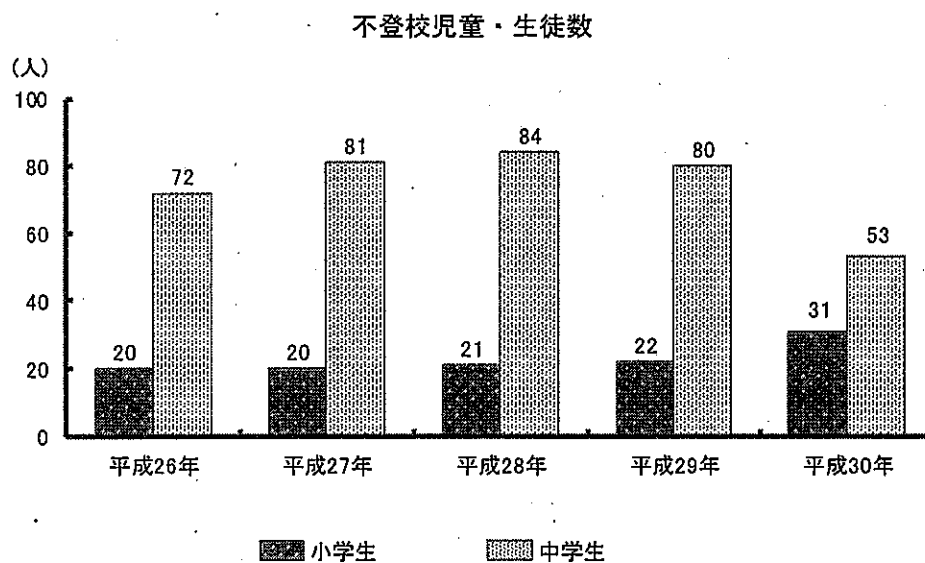
本市のいじめ認知件数は減少傾向となっており、平成 30 年で 1,604 件と過去 5 年間で約 1.7 割減少しています。



資料：こども・学校サポート室

⑧ 不登校児童・生徒数の推移

本市の不登校児童・生徒数は小学生は増加しており、平成 30 年で 31 人となっています。また中学生は平成 29 年まで増加傾向となっていますが、平成 30 年では減少し、53 人となっています。



資料：こども・学校サポート室

② アンケート調査結果からみえる現状

掲載する項目について、
調整予定

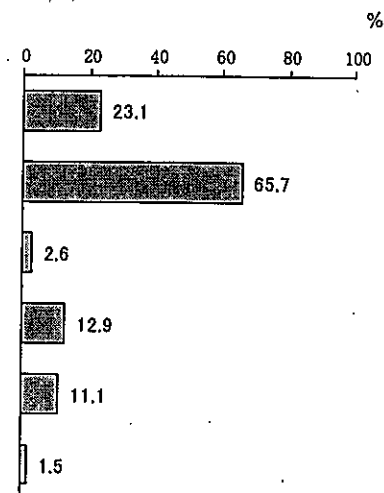
(1) 子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

回答者数 = 963

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が65.7%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が23.1%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が12.9%となっています。

日常的に祖父母等の親族にみてもらえる
緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる
日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる
緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる
いずれもない
無回答

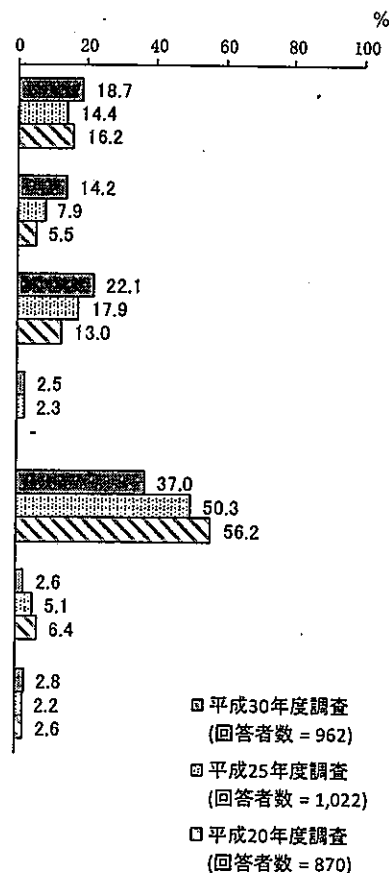


② 母親の就労状況

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が37.0%と最も高く、次いで「フルタイム以外で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が22.1%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が18.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。

フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
フルタイム以外で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
フルタイム以外で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
以前は就労していたが、現在は就労していない
これまで就労したことがない
無回答



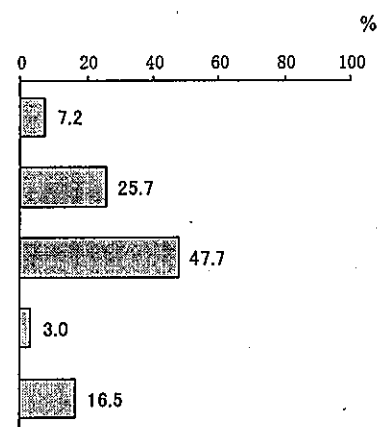
※「フルタイム以外で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」は平成20年度調査ではありませんでした。

③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「フルタイム以外の就労を続けることを希望」の割合が47.7%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が25.7%となっています。

回答者数 = 237

フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある
フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない
フルタイム以外の就労を続けることを希望
フルタイム以外の就労をやめて子育てや家事に専念したい
無回答

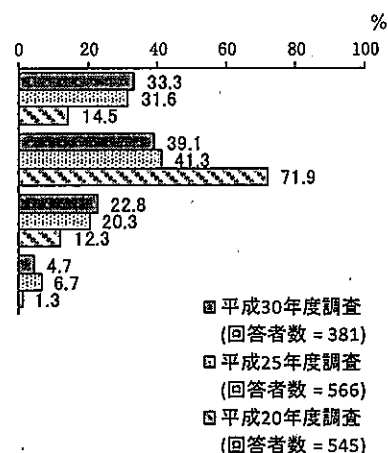


④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が39.1%と最も高く、次いで「今は子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が33.3%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が22.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

今は子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
1年より先、一番下の子どもが()歳になったところに就労したい
すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
無回答



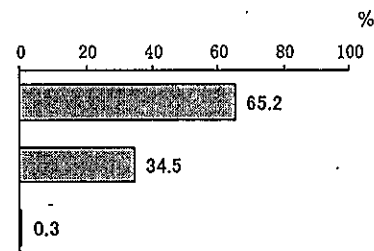
(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が65.2%、「利用していない」の割合が34.5%となっています。

回答者数 = 963

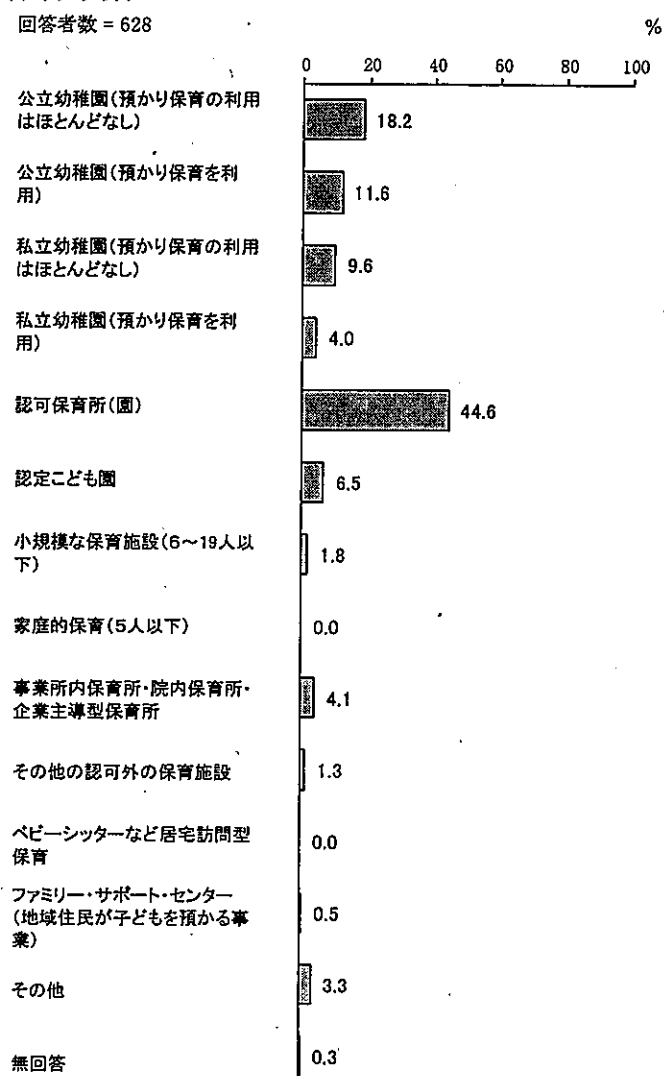
利用している
利用していない
無回答



② 平日の定期的に利用している教育・保育事業

「認可保育所(園)」の割合が44.6%と最も高く、次いで「公立幼稚園(預かり保育の利用はほとんどなし)」の割合が18.2%、「公立幼稚園(預かり保育を利用)」の割合が11.6%となっている。

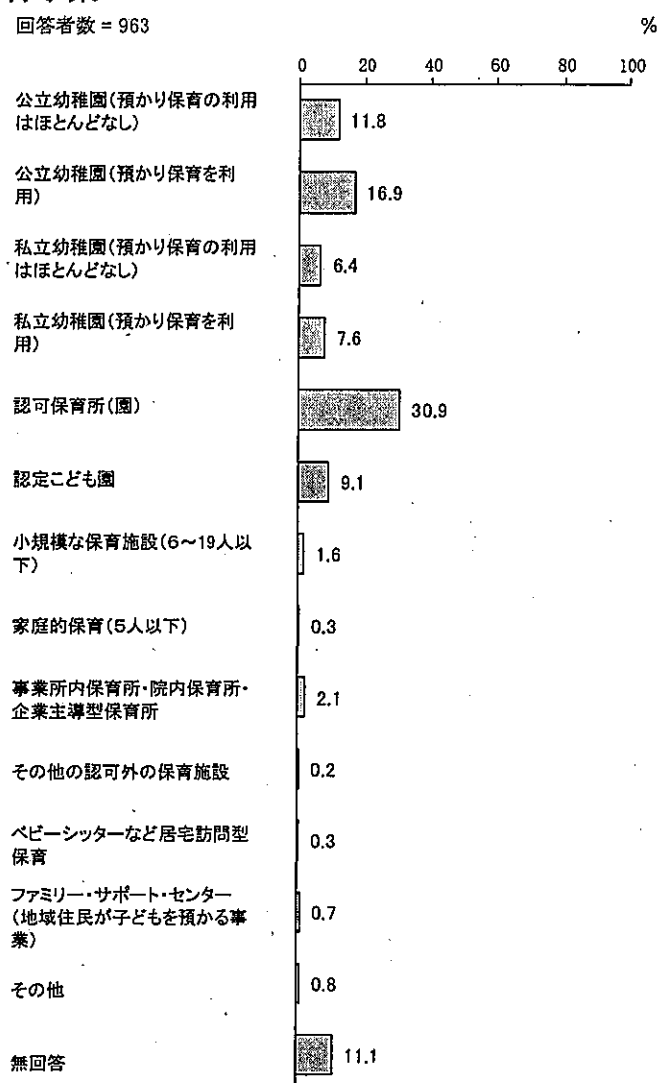
回答者数 = 628



③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「認可保育所(園)」の割合が30.9%と最も高く、次いで「公立幼稚園(預かり保育を利用)」の割合が16.9%、「公立幼稚園(預かり保育の利用はほとんどなし)」の割合が11.8%となっています。

回答者数 = 963

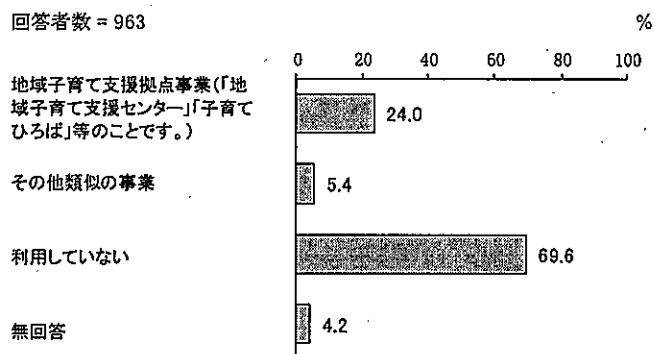


(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が69.6%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業(「地域子育て支援センター」「子育てひろば」等のことです。)」の割合が24.0%となっています。

回答者数 = 963



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が53.2%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が25.6%となっています。

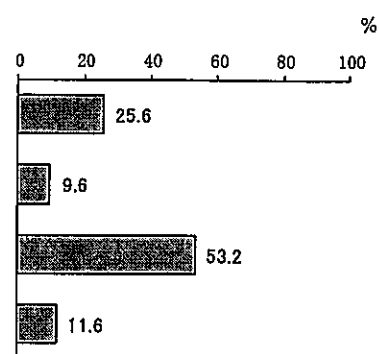
回答者数 = 963

利用していないが、今後利用したい

すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい

新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

無回答



(4) 病気等の際の対応について

① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

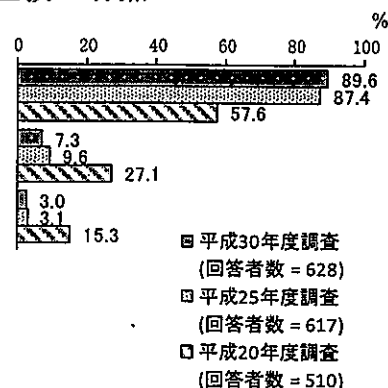
「あった」の割合が89.6%、「なかった」の割合が7.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

あった

なかった

無回答

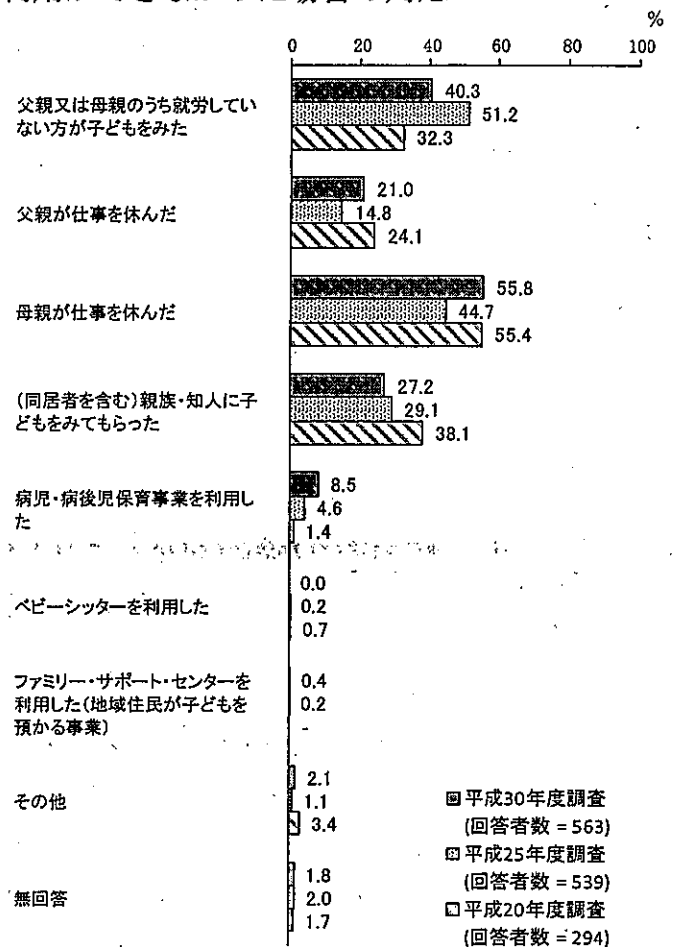


② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が仕事を休んだ」の割合が55.8%と最も高く、次いで「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が40.3%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が27.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「父親が仕事を休んだ」「母親が仕事を休んだ」の割合が増加しています。一方、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が減少しています。

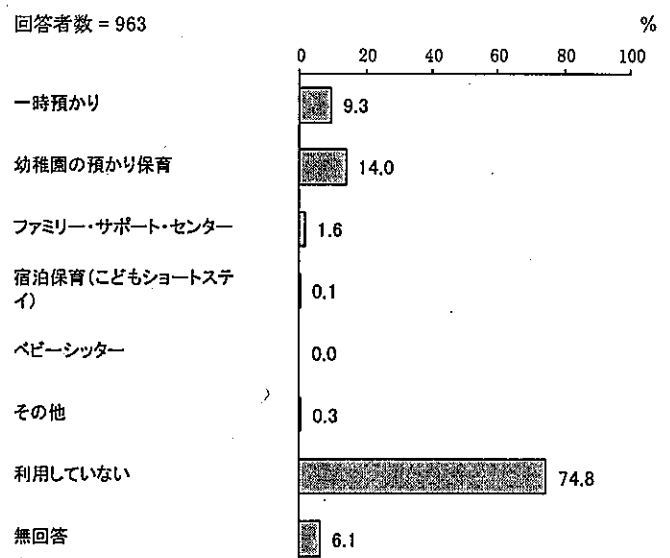
※「ファミリー・サポート・センターを利用した」は平成20年度調査ではありませんでした。



(5) 一時預かり等の利用状況について・・・・・・・・

① 不定期の教育・保育の利用状況

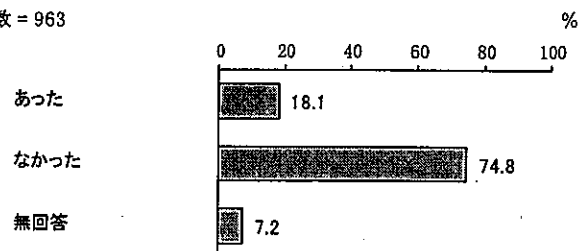
「利用していない」の割合が74.8%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が14.0%となっています。



② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

「あった」の割合が18.1%、「なかった」の割合が74.8%となっています。

回答者数 = 963

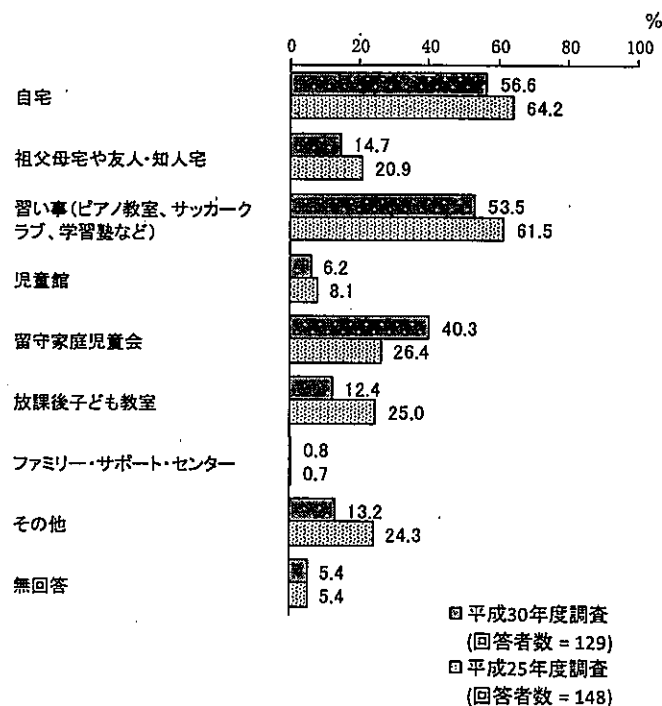


(6) 小学校就学後の過ごさせ方について

① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が56.6%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が53.5%、「留守家庭児童会」の割合が40.3%となっています。

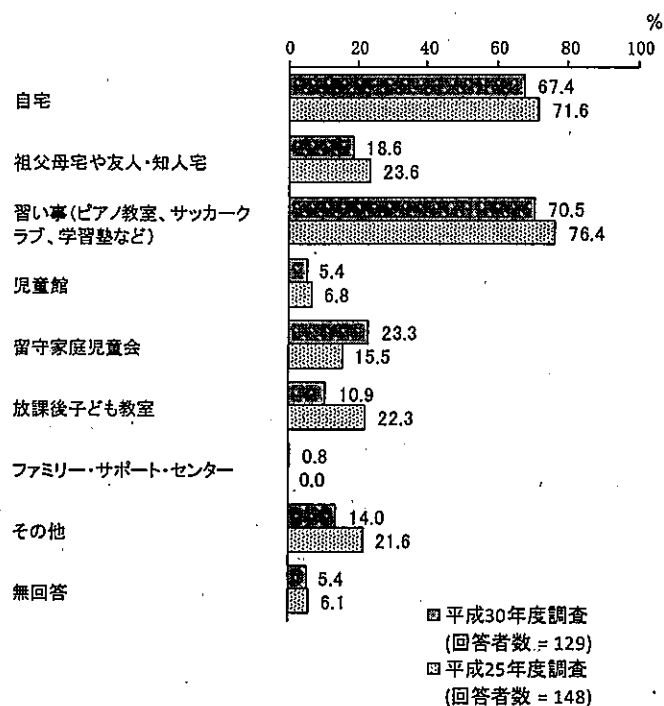
平成25年度調査と比較すると、「留守家庭児童会」の割合が増加しています。一方、「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「放課後子ども教室」の割合が減少しています。



② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が70.5%と最も高く、次いで「自宅」の割合が67.4%、「留守家庭児童会」の割合が23.3%となっています。

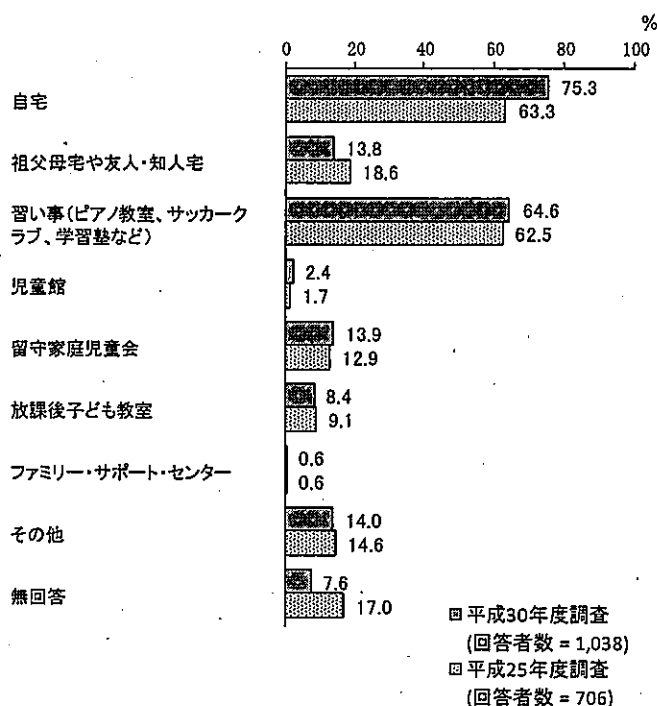
平成25年度調査と比較すると、「留守家庭児童会」の割合が増加しています。一方、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「放課後子ども教室」の割合が減少しています。



③ 就学児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が75.3%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が64.6%、「留守家庭児童会」の割合は13.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「自宅」の割合が増加しています。

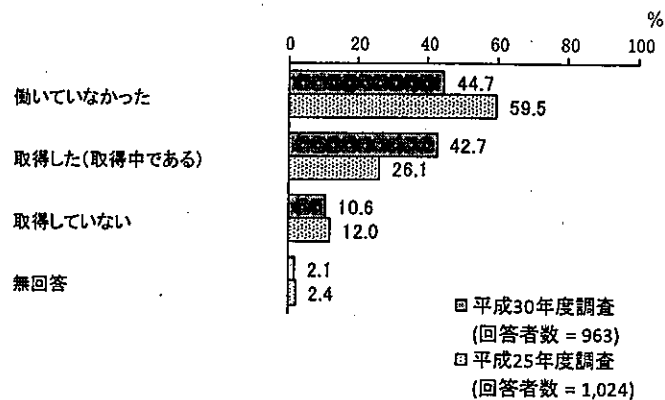


(7) 育児休業制度の利用状況について

① 母親の育児休業の取得状況

「働いていなかった」の割合が44.7%と最も高く、次いで「取得した(取得中である)」の割合が42.7%、「取得していない」の割合が10.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「取得した(取得中である)」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。



② 母親の育児休業を取得していない理由

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が44.1%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が20.6%、「配偶者が子育てに専念している、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が11.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が増加しています。一方、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の割合が減少しています。

配偶者が育児休業制度を利用した

配偶者が子育てに専念している、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった

職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった

仕事が忙しかった

（産休後に）仕事に早く復帰したかった

仕事に戻るのが難しそうだった

昇給・昇格などが遅れそうだった

収入減となり、経済的に苦しくなる

保育所（園）などに預けることができた

子育てや家事に専念するため退職した

職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）

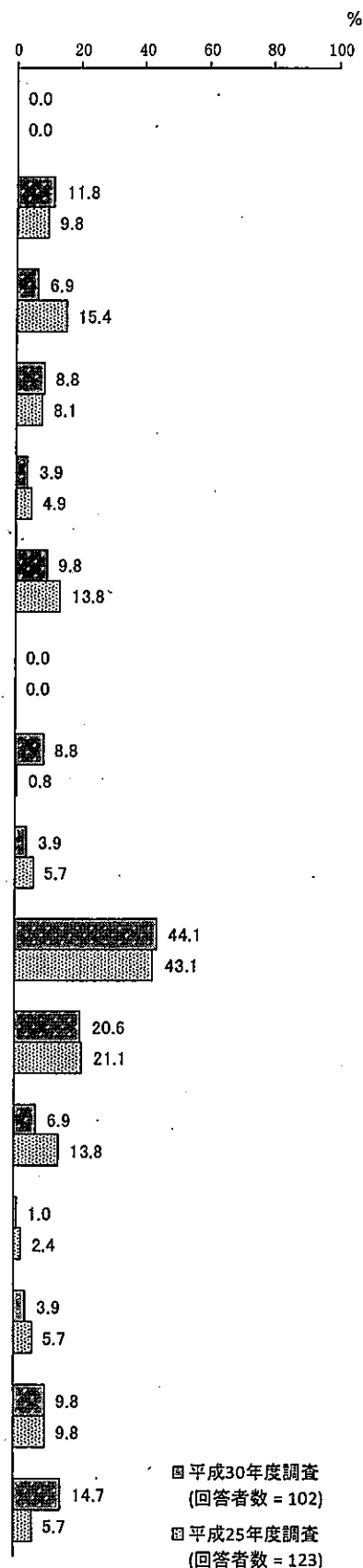
有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった

育児休業を取得できることを知らなかった

産前産後の休暇（産前6週間、産後8週間）を取得できることを知らず、退職した

その他

無回答



(8) 相談の状況について・・・・・・・・

① 就学前児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

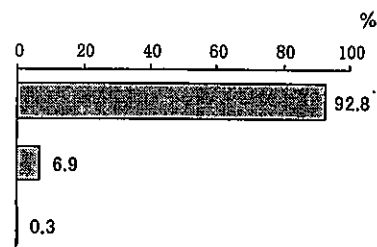
回答者数 = 963

「いる／ある」の割合が92.8%、「いない／ない」の割合が6.9%となっています。

いる／ある

いない／ない

無回答



② 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

回答者数 = 894

「祖父母等の親族」の割合が83.4%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が79.8%、「近所の人」の割合が21.1%となっています。

祖父母等の親族

友人や知人

近所の人

子育てサークル・NPO・子育て支援施設(地域子育て支援センター・児童館等)

保健所

保健センター(健診の際)

保育所(園)

幼稚園

認定こども園

民生委員・児童委員

かかりつけ医

自治体の子育て関連担当窓口・子育ての総合相談窓口「はぐはぐ」

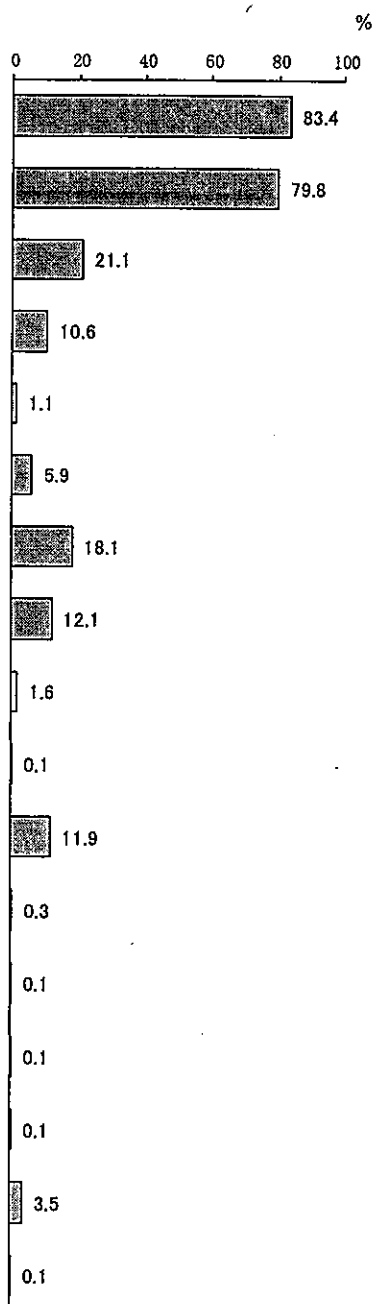
母子父子自立支援員

児童相談所・家庭児童相談室

民間の電話相談

その他

無回答



③ 就学児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

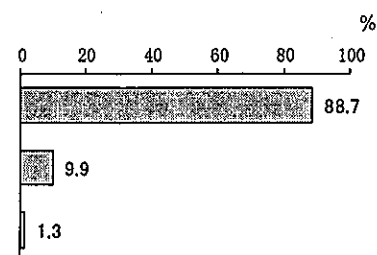
回答者数 = 1,038

「いる／ある」の割合が88.7%、「いない／ない」の割合が9.9%となっています。

いる／ある

いない／ない

無回答



④ 就学児童の保護者の気軽に相談できる相談先

回答者数 = 921

「友人や知人」の割合が84.6%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が76.4%、「近所の人」の割合が25.3%となっています。

祖父母等の親族

友人や知人

近所の人

子育てサークル・NPO・子育て支援施設(地域子育て支援センター・児童館等)

保健所

保健センター(健診の際)

学校

民生委員・児童委員

かかりつけ医

自治体の子育て関連担当窓口・子育て総合相談窓口「はぐはぐ」

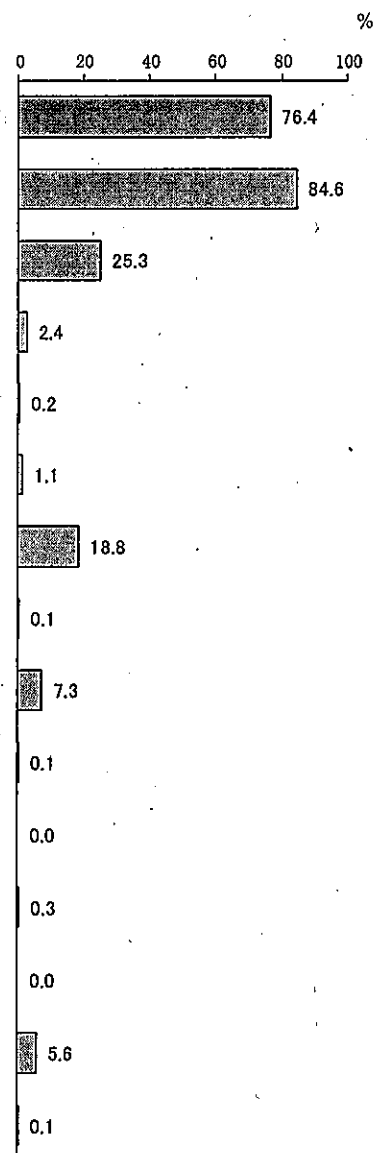
母子父子自立支援員

児童相談所・家庭児童相談室

民間の電話相談

その他

無回答

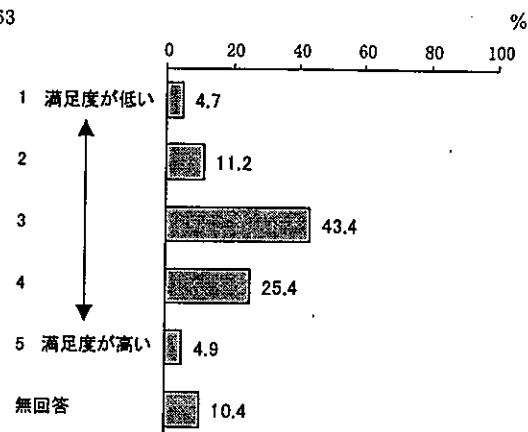


(9) 子育て全般について・・・・・・・・

① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が43.4%と最も高く、
次いで「4」の割合が25.4%、「2」の
割合が11.2%となっています。

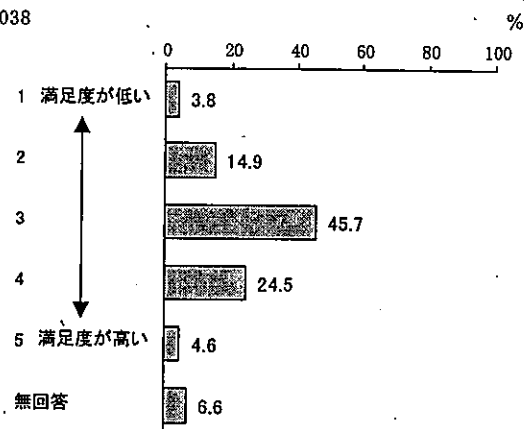
回答者数 = 963



② 就学児童の保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が45.7%と最も高く、
次いで「4」の割合が24.5%、「2」の
割合が14.9%となっています。

回答者数 = 1,038



3 京田辺市子ども・子育て支援事業計画(現行計画)の評価

4 ③ 第2期計画に向けた課題

第2期計画に向け、「国の方針及び社会動向」「市の現状」「アンケート調査結果」などを踏まえ、第1期計画の課題をもとに課題を整理しました。

↑
調整中
追加あり

(1) 基本目標1 子どもを生み育てる喜びが実感できる環境づくり・・・

《相談等》

- 保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないよう、身近で気軽に相談できる仕組みや体制を構築し、妊娠、出産、産後、子育て期における切れ目ない支援を行うこと。
- 相談相手がいない方や子どもの預け先がない方への対策(周知やアウトリーチなど)を行い、既存事業へつなげること。
- 複雑化かつ深刻化した相談内容に対応するため、専門相談できる体制の整備や専門機関同士の連携を行うこと。

《生活に困難を抱える家庭への支援》

- 支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うこと。
- ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、日常生活を支援し、相談体制を充実すること。

《障がい児への支援》

- 障がいのある児童・生徒の個々の状況に応じたサポート体制を充実すること。
- 医療的ケア児・重度心身障害児に対する支援施策を推進していくこと。

《ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり》

- 母親の育児休業の取得は進んでいるものの、希望する保育所(園)に入るために、仕事へ早期復帰している現状があるため、利用者のニーズに対応して多様な子育て支援サービスの展開や保育所(園)や留守家庭児童会などを整備すること。
- 女性の育児休業取得率は、制度の着実な定着が図られているものの、男性の取得率が依然低いことから、社会全体で育児休暇制度を利用しやすい気運の醸成を図ること。

(2) 基本目標2 子どもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり・・・

《保育所や留守家庭児童会等の整備等》

○子ども人口が減少する中、母親の就業率が増加や保護者の就労形態の変化を踏まえて利用者のニーズに対応し、待機児童を発生させないために、計画的な施設整備が必要。

○保育士及び支援員等の担い手の確保をしていくこと。

○保育士及び支援員等の資質向上に努め、質の高い保育を進めること。

《心を豊かにする学習・体験》

○体験的な学習活動を通じて子どもの創造性と自主性を育む教育を充実させていくこと。

《虐待防止対策》

○児童虐待防止の広報・啓発の充実に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化すること。

○関係機関とともに、虐待防止対策に対する知識を深めること。

《子ども、家庭、学校への支援》

○関連機関が連携し、一貫した支援体制を整備すること。

○発達に支援が必要な子どもを早期発見・早期支援を行うために連携を強化し、相談体制の充実を図ること。

○発達に支援が必要な子どもの地域の居場所において、地域支援体制の充実を図ること。

○いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応できる対策を総合的に進めていくこと。

○学校の集団生活や学習に困難を抱える子どもの増加に伴い、指導方法の助言など学校支援のニーズに対応していくこと。

(3) 基本目標3 子どもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり・・・

《地域の担い手》

○地域における支え合いの基盤が弱まる中、新たな担い手を発掘していくこと。

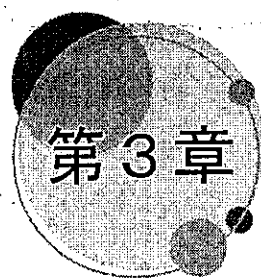
《環境整備》

○乳幼児を連れて子育て中の方が気軽に外出できる環境を整備すること。

《安心・安全》

○警察・生活安全関係機関との連携強化を図り、安全への注意喚起の継続をすること。

○子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、子どもが利用する空間を、地域ぐるみで見守る意識を高めること。



第3章 計画の基本理念、基本目標

本計画では、「みんなで子育て 子どもきらきら 京田辺 ― 子どもの輝きが、すべての市民を結ぶ ―」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、計画の基本的な視点をさらに明確に反映し、これからの京田辺市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざします。



基 本 理 念

みんなで子育て 子どもきらきら 京田辺
～ 子どもの輝きが、すべての市民を結ぶ ～



(1) 子どもの健やかな成長と子育てを喜びと感じられる支援・・・・・・・・

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていく必要があります。子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長と発達が保障され、「児童の権利に関する条約」に定められている「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす取り組みを進めます。

(2) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援・・・・・・・・

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていく必要があります。そのためにも、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びへの支援を行うことが重要です。

(3) 地域社会全体で子育てを支援・・・・・・・・

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情をふまえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、行政だけではなく地域全体で子育てを支援できるような仕組みづくりに取り組みます。

(4) 男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進・・・・・・・・

本市では、平22年10月に「男女共同参画推進条例」を制定しました。男女が互いに人権を尊重しつつ、あらゆる分野で性別にかかわらず、一人ひとりが自立して個性と能力を十分に発揮し連帯できる地域社会づくりが求められています。子育てにおいては、固定的な性別役割分担意識をなくし、男女の職業生活と家庭・地域生活の両立を支援します。

(5) 京田辺らしい個性と魅力を生かした子育て支援・・・・・・・・

子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりに向け、健康・福祉・教育をはじめとする京田辺らしい個性と魅力を生かした総合的かつ多面的な支援を行います。

③

基本目標

(1) 子どもを生み育てる喜びが実感できる環境づくり・・・・・・・・

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が受けられることで、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取り組みを進めます。

さまざまな子育て不安や負担感の軽減をはじめ、安心して外出できるまちづくりや子どもの遊び場の整備など、引き続き安心して子どもを生み育てられる環境づくりに努めます。さらに相談・情報提供の充実を図るとともに、経済的支援の充実や地域ぐるみの防犯体制の整備に努めます。

障害のある児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

そして、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後子ども総合プランをふまえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

(2) 子どもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり・・・・・・・・

子どもが権利をもつ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、今後も子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。

いじめ防止対策を含めた子どもの人権を守る取り組みや、その権利擁護について広く市民に周知、啓発を行うとともに、就学前の教育や保育、学校教育の充実を図ります。また「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等をふまえながら、相談対応の充実や負担軽減などの支援施策の充実など、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

(3) 子どもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり・・・・・・・・

身近な地域の大人たちが子どもを見守る取り組みを推進するため、子どもや保護者が参加して交流できる場づくりなど、地域資源を活かした総合的な子育て支援体制づくりをさらに推進します。そして子どもが安心して外出し、のびのびと遊ぶことができるよう、安全・安心な環境の整備に努めていきます。

また、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組むとともに、子どもの自主性や社会性の育成や家庭の子育て・教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 施策の方向 〕

みんなで子育て 子どもきらきら 京田辺 子どもの輝きが、すべての市民を結ぶ

1 子どもを生み育てる喜びが実感できる環境づくり

(1) 母と子の健康づくり支援

(2) 子育てに係る意識の啓発及び情報提供の充実

(3) 仕事と子育ての両立支援

(4) 特別な配慮が必要な子育て家庭への支援の充実

2 子どもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり

(1) 心身を健やかに育む子育て環境の充実

(2) 多様な学びが実現できる居場所づくり

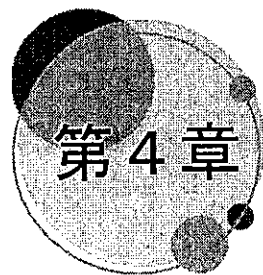
(3) 子どもの権利擁護の推進

(4) 子どもの虐待防止対策の充実

3 子どもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり

(1) 地域における子育て支援の推進

(2) 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり



第4章

施策の展開

- 重点事業 資料9のとおり R1.9現在
- 実施事業 基本、現行計画を3/4を継ぎます

基本目標①

子どもを生み育てる喜びが実感できる環境づくり

施策の方向（１）母と子の健康づくり支援・・・・・・・・

妊娠する前や妊娠期から不安なく子どもを産むことができるよう、また、子どもが健やかに育つよう、医療機関、保育所（園）・幼稚園などの関係機関と連携を強化しながら、母子保健事業をきめ細かく実施していきます。

各成長発達段階での健康診査や相談を通して、疾病の早期発見と親子の健康維持、早期治療・療育につなげる取組を進めるとともに、妊娠期からの相談事業や健康教育を通じて、育児不安の軽減を図ります。健診未受診の乳幼児や妊産婦については、状況把握を行い、支援が必要な場合は、適切な支援につなげます。

また、乳幼児期・学童期における食生活は、今後の食習慣を形成し、生涯の健康の基礎となるものです。「食」を通じて子どもの心と身体の健やかな成長を支援するため、正しい食習慣の知識・技術の習得など、子どもの成長、発達にあわせて切れ目のない食育推進事業を展開します。

重点事業

事業名	事業概要	主担当課

実施事業

事業名	事業概要	主担当課

施策の方向（２）子育てに係る意識の啓発及び情報提供の充実・・・・・・・・

少子高齢化・核家族化の進行や地域社会の変化に伴い、身近な地域に相談できる相手がないなど、子育てへの不安や負担が増大していると言われます。子育ての不安を軽減し、楽しみや喜びを感じられる子育てへの支援、子育てに関する相談や適切な情報提供が重要となります。

子育てについて、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるよう相談窓口の体制を充実します。また、親としての自覚を持ち、子どもと向き合いながら自分らしい子育てができるよう、家庭教育に関する情報や学習機会の提供等を通して、家庭の教育機能を高めるとともに、家庭・地域での子育てを支援し、社会全体で子どもを育てる活動を積極的に進めます。

重点事業

事業名	事業概要	主担当課

実施事業

事業名	事業概要	主担当課

施策の方向（３）仕事と子育ての両立支援・・・・・・・・

女性の社会進出や働き方の多様化により、様々な保育ニーズが生まれています。一方で、職場の理解が進まないために、出産により就労を諦める女性も未だ多くなっています。仕事と子育ての両立を図るためには、育児休業が取得しやすい環境整備に加え、子育て期に多様で柔軟な働き方が選択できるような社会基盤の拡充が効果的と考えられます。

乳幼児期・学童期を通じて、個々の事情に応じた、利用しやすい保育サービスを提供できるよう、一時保育や病児保育、留守家庭児童会など多様な保育を展開します。また、幼稚園における預かり保育も充実します。

事業者に対しても、働きながら安心して子育てができるよう、子育て休業に関するさまざまな制度の実施や母性保護、父親の子育て参加への意識啓発を働きかけていきます。

重点事業

事業名	事業概要	主担当課

実施事業

事業名	事業概要	主担当課

施策の方向（４）特別な配慮が必要な子育て家庭への支援の充実・・・

子どもの権利を社会全体で理解し、健やかな成長を支える理解づくりを進めます。

特に、近年ではひとり親の増加や、発達に課題のある子どもなど、様々な環境の人を認め合い、人権を尊重する意識を醸成することが重要となっています。障がいがある人が持てる力を発揮し、地域社会の一員として自立した生活ができるよう、障がいのある児童・生徒の個々の発達の状況に応じたサポート体制を充実させ、保育施設や学校での生活を支援します。

また、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、日常生活を支援し、相談体制の充実に努めます。

重点事業

事業名	事業概要	主担当課

実施事業

事業名	事業概要	主担当課

2

基本目標①

子どもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり

施策の方向（１）心身を健やかに育む子育て環境の充実・・・・・・・・

子どもを取り巻く環境は日々変化しています。すべての子どもが自分らしく育ち、現代の社会を生きていくことができるよう、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を目指す必要があります。特に、次代を担う子どもたちが自らの人生を切り拓くためには、目標に向かって頑張る集中力や忍耐力、他人とうまくかかわるための協調性や理解力、感情をコントロールする自制心等の人間として生きていく力を育むことが必要です。

そのためには、教育の出発点である就学前教育・保育から遊びを通じた学びの基礎力や道徳心の育成をするとともに、基本的な生活習慣の定着を図り心身の健康の保持・増進を図ることが大切です。さらに、主体的・対話的で深い学びを通して、自ら課題を見つけ解決していく確かな学力を育むとともに、他者への理解や思いやりを育むため、豊かな人間性を育む道徳教育を推進します。

また、子どもたちの能力や可能性を最大限に伸ばし、社会で輝く力を培うためには、体験や交流機会の確保、関係機関との連携をさらに進め指導・支援体制の強化を行います。あわせて、外国籍や性的マイノリティ等の子どもたちが抱える課題に対して、組織的な支援を進められるよう校内支援体制の構築を図り、多様性を理解し認め合う教育を進めることで、一人ひとりが自信をもって活躍できる環境づくりを推進します。

重点事業

事業名	事業概要	主担当課

実施事業

事業名	事業概要	主担当課

施策の方向（２）多様な学びが実現できる居場所づくり・・・・・・・・

児童館など、子どもたちにとって居心地の良い場所にしていくための施設整備を行うとともに、事業へ参加していない児童、中高生、障害児へのニーズに対応した企画内容の検討や運営のあり方の見直しを行い、地域での居場所づくりを推進します。

また、放課後や休日における学校の校庭や体育館の開放を実施するとともに、「新・放課後子どもプラン」について、地域住民等の参画を得て、子どもたちの放課後の遊びと学びの場として充実が図れるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施等その運営方法も含めて検討していきます。

重点事業

事業名	事業概要	主担当課

実施事業

事業名	事業概要	主担当課

施策の方向（３）子どもの権利擁護の推進・・・・・・・・

子どもが健やかに成長するためには、すべての子どもがひとりの人間として尊重されることが必要です。特に、近年では外国籍の子どもが増加していることから、様々な環境の人を認め合い、人権を尊重する意識を醸成することが重要となっています。

言語、文化などの違いにより子育てなどに不安を感じている外国人や、援護を要する帰国者の子どもと保護者も、安心して健康に本市で暮らせるよう、サポート体制を充実します。

重点事業

事業名	事業概要	主担当課

実施事業

事業名	事業概要	主担当課

施策の方向（４）子どもの虐待防止対策の充実・・・・・・・・

子どもの
子ども児童虐待防止対策の充実として、虐待対応を含む支援が必要な家庭に対し、関係機関が情報を共有し、それぞれが持つ機能を発揮したネットワークによる支援を十分提供できるよう、要保護児童地域対策地域協議会において、各機関の更なる連携と機能の強化を図ります。また、子どもの虐待の早期発見、早期対応のために、子どもに関わる様々な機関や地域に対し、児童虐待防止活動の啓発活動を行います。

の
啓発

重点事業

事業名	事業概要	主担当課

実施事業

事業名	事業概要	主担当課

基本目標Ⅳ

子どもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり

施策の方向（１）地域における子育て支援の推進・・・・・・・・

子どもが乳幼児期から社会性を獲得し、心ゆたかにたくましく成長するためには、地域の様々な人とのふれあいが不可欠です。地域社会全体での子育てを推進するため、地域の人材活用や参加支援体制の充実を図ります。

子ども同士の交流、親同士の交流のために、子どもの居場所の提供や育児サークルの活動を支援します。多年代での交流のためには、保育所（園）児童の福祉施設訪問などを行ないます。

幼稚園・

また、幼稚園・保育所（園）も地域での子育ての場となるよう、園庭開放や育児講座などを行ない、地域における子育て支援を推進します。

重点事業

事業名	事業概要	主担当課

実施事業

事業名	事業概要	主担当課

施策の方向（２）子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり・・・・・・・・

本市は、木津川や甘南備山をはじめとする水と緑の豊かな自然環境に恵まれています。その豊かな自然環境や歴史風土の中で子どもたちが伸び伸びと成長し、また、自然の恵みに感謝する心を育てるため、自然体験活動などを行ないます。

普段の遊びでも、子どもが自由に、また、安全に過ごすことができる遊び場を身近に確保するため、子どもにとって魅力のある公園や緑地の整備などを進めます。

近年では子どもが被害にあう事件も起きていることから、子どもの安全・安心を図るべく、犯罪のない明るく住みよいまちをつくるため、地域社会全体で子どもを見守り育てる意識啓発や交通安全や防犯対策など、関連事業を総合的に推進します。

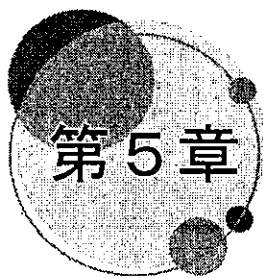
また、誰もが安心して外出できる環境を整えることは、妊産婦、乳幼児連れの人などへの子育て支援だけでなく、高齢者、障がい者などを含めたすべての人が快適に生活できる環境整備につながります。人にやさしいまちをめざして、バリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方による施設整備や道路の整備を推進します。

重点事業

事業名	事業概要	主担当課

実施事業

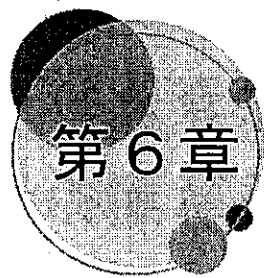
事業名	事業概要	主担当課



第5章

教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策並びに新・放課後子どもプランに基づく取組

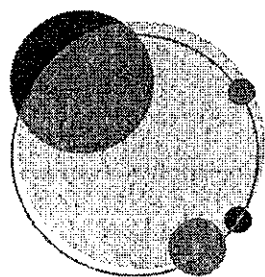
調整中



第6章

計画の進行管理

調整中



資料編

調整中

